

28 畜産・酪農の生産力強化

【221（258）百万円】

対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、肉用牛及び乳用牛の繁殖性を向上させる技術の開発を推進します。

<背景／課題>

- ・ 大家畜経営の高齢化・離農等による生産基盤の縮小が懸念される中、
①和牛繁殖経営においては、繁殖成績の低下等により、和子牛の生産が減少し、
②酪農経営においても、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少しています。
・ このため、雌牛の繁殖性を向上させる技術を開発し、畜産・酪農の生産力を強化する必要があります。

政策目標

雌牛の分娩間隔を20日間以上短縮する技術を開発（平成31年度）

<主な内容>

和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）

221（258）百万円

（1）繁殖機能の早期回復技術及び精液の高品質化技術の開発

分娩後の卵巣・子宮機能の回復の遅れの早期判定や精液の高品質化を通じた受胎率の向上のための技術開発を推進します。

（2）超早期妊娠診断技術等の開発

受胎時に発現する遺伝子情報を活用し、現行の妊娠診断時期（人工授精後28日前後）の半分程度の時期に診断できる超早期妊娠診断技術や長期不受胎牛判定技術の開発を推進します。

生産現場強化のための研究開発（受胎率向上に向けた研究開発）

委託費

委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

- | | |
|--------|--|
| （1）の事業 | 技術会議事務局研究統括官（生産技術）
（03-3502-2549） |
| （2）の事業 | 技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）
（03-3502-0536） |

和牛・生乳の生産拡大を支える研究開発

- 近年、雌牛の分娩後における繁殖機能の回復遅延、人工授精における受胎率の低下、発情兆候の微弱化（これに伴う再授精期の見落とし）等により分娩間隔が長期化しており、和子牛や乳用後継牛の生産頭数減少の一因になっていることから、分娩間隔を短縮するための技術を開発。

繁殖機能の早期回復技術及び精液の高品質化技術の開発



肉用牛

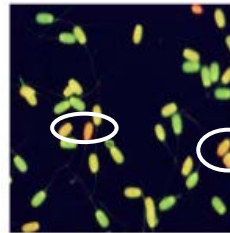


乳用牛

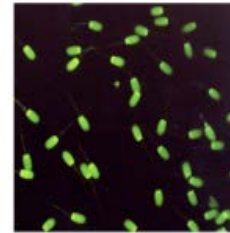
分娩後の卵巣・子宮機能の回復の遅れを早期に判定する技術を開発し、迅速な治療を実施



授精適期の早期化



低受精能精子



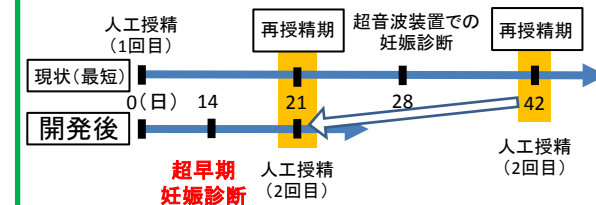
正常精子

高い受精能力を有する精液を判別する技術の精度を改良し、性判別精液等の品質を向上



受胎率の向上

超早期妊娠診断技術等の開発



超早期妊娠診断技術を開発し、人工授精実施に際し、不受胎後の最初の再授精期を確実に予測して人工授精を実施



非妊娠牛の再授精の早期化

牛の分娩間隔を平均で20日以上短縮
年間300億円規模の低コスト化を実現

29 自給飼料の生産拡大

【12, 594 (13, 855) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割、養豚及び養鶏で約6割となっており、飼料価格、特に濃厚飼料原料の大宗を占める輸入穀物の価格動向は、畜産経営に大きく影響します。
- ・我が国の畜産・酪農の競争力を強化するためには、輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率を高め、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立していくことが重要です。

政策目標

- 飼料自給率の向上（26%（平成25年度）→40%（平成37年度））
- 飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度）→108万ha（平成37年度））

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

1, 011 (1, 055) 百万円

(1) 草地生産性向上対策

290 (290) 百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 地域の大家畜生産のハブとしての公共牧場の機能強化等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内、1／3以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

(2) 国産粗飼料増産対策

551 (595) 百万円

- ① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインに則し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組
- ② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料（高栄養粗飼料）の作付・利用拡大等の取組
- ③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内、1／3以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

(3) エコフィード増産対策事業

170 (170) 百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

2. 飼料生産型酪農経営支援事業 6, 800 (6, 581) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付（3万円／1ha）します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

3. 草地関連基盤整備＜公共＞ 4, 783 (6, 219) 百万円

農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援します。

離農農家の草地の円滑な継承を図るため、草地改良と併せて行う施設用地確保のための離農施設の撤去や、牧柵の除去等の簡易な基盤整備等を支援します。

農業農村整備事業（草地関連基盤整備）
補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人等

お問い合わせ先：
1 及び 3 の事業 生産局飼料課 (03-6744-7192)
2 の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-0874)

自給飼料の生産拡大

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立。

飼料増産総合対策事業

- 生産性向上のための草地改良、自給飼料生産技術向上（国産濃厚飼料原料（イアコーン等）の生産・給与技術の実証）等を支援



改良後の草地

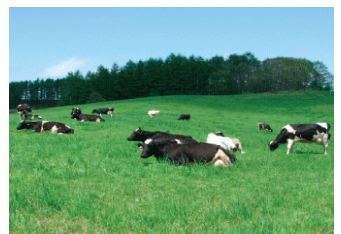


濃厚飼料原料の
生産給与技術の実証

- 飼料生産作業の集積によるコントラクター等の生産機能等の高度化、省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組等を支援



コントラクター等機能高度化



放牧の推進

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進、食品残さ等の飼料利用体制構築、エコフィードの増産等を支援



エコフィード利用拡大



エコフィード利用
畜産物の差別化

補助率：定額、1/2以内、1/3以内等

飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、



- 飼料作付面積に応じて、交付金を交付
- 輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a／頭、都府県で10a／頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価[二作目、契約栽培の面積も対象]

- 飼料作付面積 1. 5万円／1ha
- 飼料作付面積の拡大 3万円／1ha(追加交付)

草地関連基盤整備＜公共＞

- 農地集積の加速化、農業の高付加価値化のための大型機械体系に対応した効率的な飼料生産基盤の整備を支援

30 畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 170, 136 (170, 838) 百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景／課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填等を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 30, 564 (31, 068) 百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
国産乳製品供給安定対策事業 300 (500) 百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業 6, 800 (6, 581) 百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金 (所要額) 20, 280 (21, 296) 百万円
肉用牛繁殖経営支援事業 (所要額) 16, 894 (15, 877) 百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
(所要額) 86,942(86,942)百万円
補助率: 定額、3/4以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
(所要額) 9,966(9,966)百万円
補助率: 定額、1/2以内
事業実施主体: (独)農畜産業振興機構、肉豚生産者

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設ける取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業 5,189(5,189)百万円
補助率: 定額、3/4以内、1/4以内
事業実施主体: 民間団体

(関連対策)

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金[新規] 331(一)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、無担保・無保証人化を措置します。

補助率: 定額
事業実施主体: (株)日本政策金融公庫

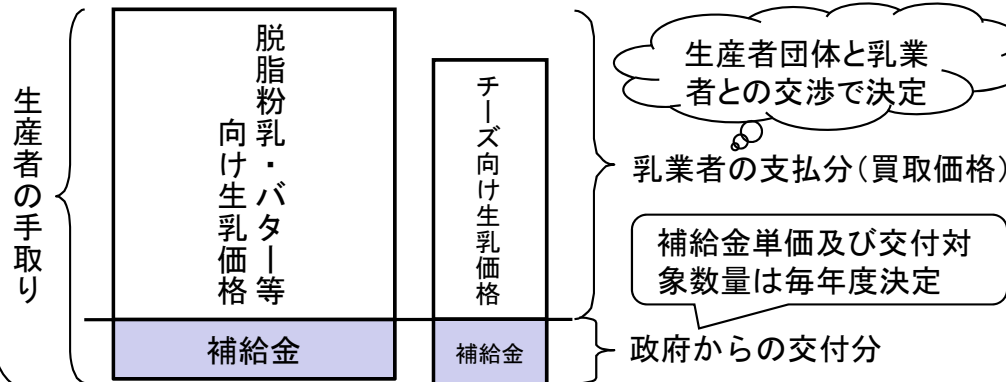
お問い合わせ先:
1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む) 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

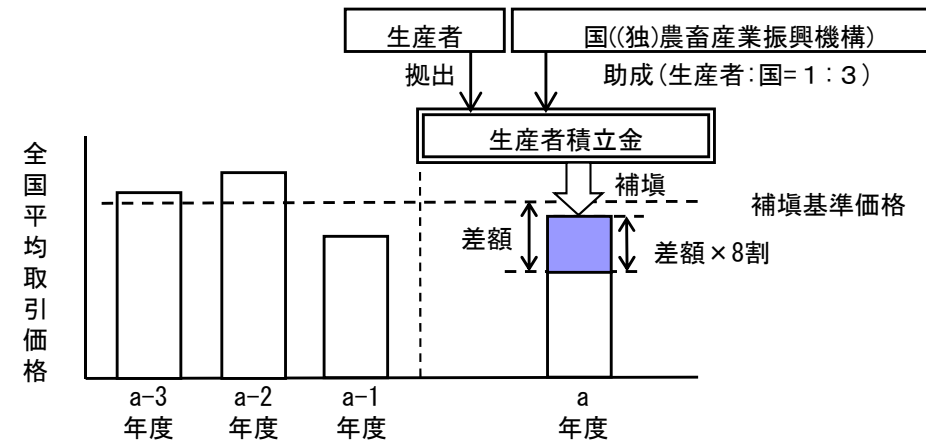
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。

28年度: 脱脂粉乳・バター等向け: 単価12.69円/kg、交付対象数量: 178万トン
チーズ向け: 単価15.28円/kg、交付対象数量: 52万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

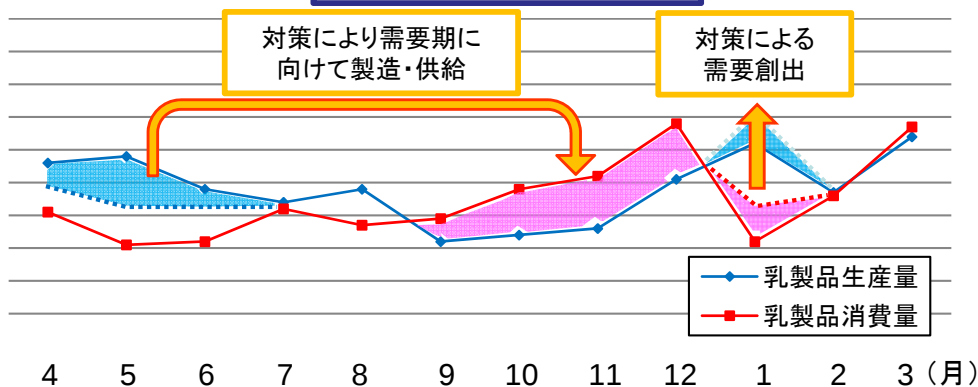
加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。(※ 液状乳製品を含む乳製品向け生乳の入札取引にも対応)



国産乳製品供給安定対策事業

生産者団体が乳製品を製造し適時に放出する取組や、不需用期の乳製品需要を創出する取組を支援。

乳製品製造経費の1/2を補助



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付。

また、輸入粗飼料の使用量を削減して飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付面積拡大 1.5万円+3万円/1ha

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

(子牛価格)

発動基準

肉用牛繁殖経営支援事業

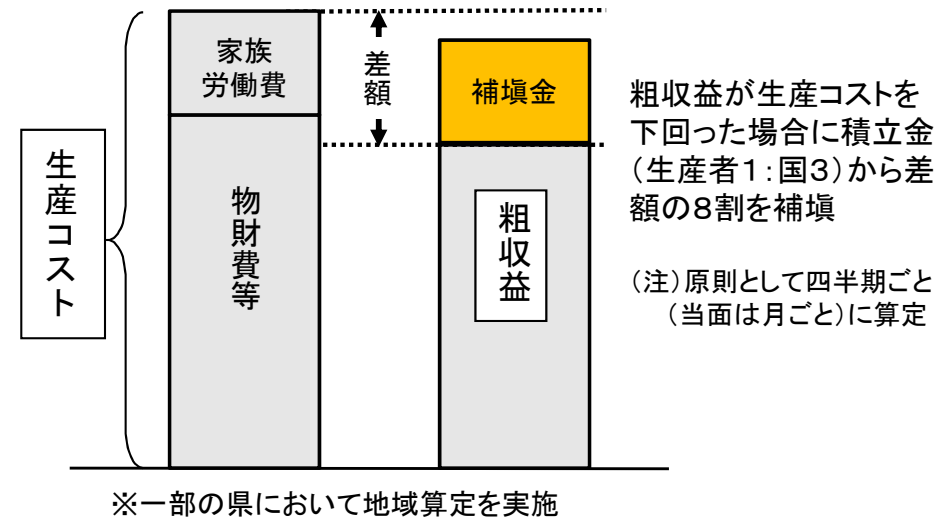
肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が発動基準を下回った場合に差額の3/4を交付

保証基準価格

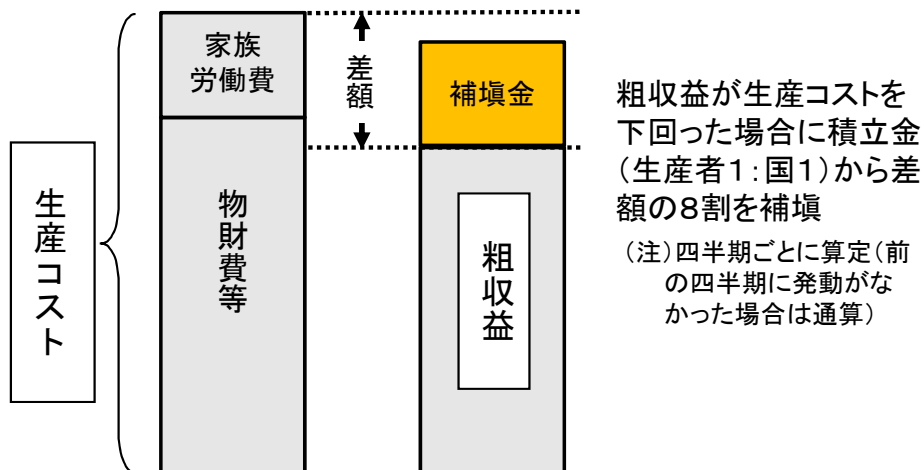
肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定)が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付

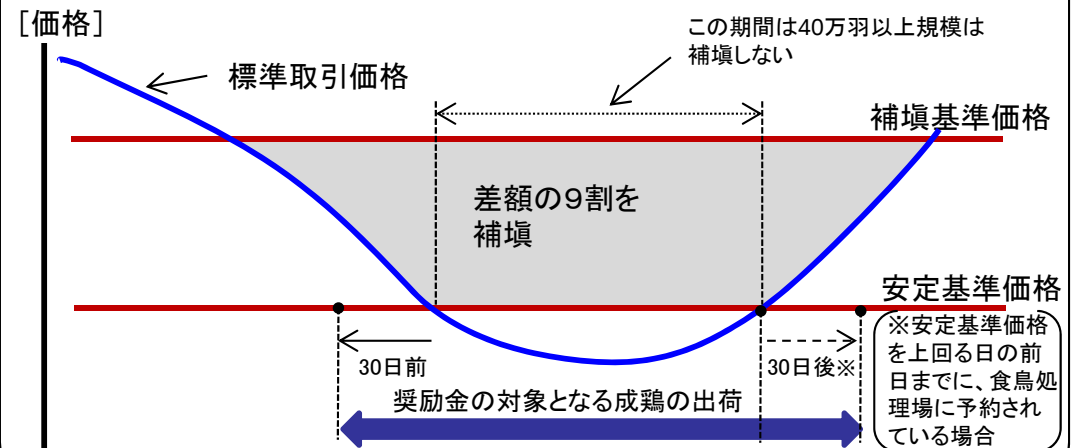
肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)



養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



鶏卵生産者経営安定対策事業



31 6次産業化等による農林水産物・食品の 高付加価値化等の推進

【2, 402（2, 684）百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、介護食品の取組を含めた医福食農連携など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、医福食農連携など農林漁業者等と多業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(4.7兆円(平成25年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(1.9兆円(平成25年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用（財投資金） 出資枠 150億円
貸付枠 50億円

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A－FIVE）を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者を新たに出資対象に追加するなど、A－FIVEの直接出資も積極的に活用します。

（事業実施主体：（株）農林漁業成長産業化支援機構）

2. 6次産業化支援対策 2, 402（2, 684）百万円

（1）6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者が連携したネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 6次産業化等に関する戦略の策定

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定・更新する取組を支援します。

② 6次産業化プランナーの配置

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、農林漁業者等による6次産業化の事業計画の作成等を支援する体制を整備します。

③ 6次産業化に取り組む人材育成研修の支援

都道府県又は市町村段階で、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修の取組を支援します。

④ 加工適性のある作物の導入支援

農林漁業者等が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援します。

⑤ 新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備等の支援

農林漁業者等による新商品の開発・販路開拓、六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。

⑥ 地域ぐるみの6次産業化の支援

市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新技術の実証、新商品の開発（学校給食のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、新しい介護食品の開発等）、販路開拓（学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等）等の取組、加工機械等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県及び市町村へは定額
（事業実施主体へは定額、1／2以内、1／3以内、3／10以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等 ）

（2）6次産業化サポート事業

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

① 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援

広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

② 商談会等開催支援

6次産業化事業者の販路拡大のための商談会等の開催を支援します。

③ 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進・情報提供支援

地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実施モデルの作成、情報誌の発行等を支援します。

④ 6次産業化・新産業の創出促進

農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

⑤ 地場産食材を活用した栄養改善等の取組の推進

地場産食材を活用した栄養改善のための事業者の取組等を推進するため、優良事例の収集、研修会の開催、実態調査等を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

1、2（1）、（2）①～③の事業

食料産業局産業連携課

（03-6738-6473）

2（2）④の事業

食料産業局知的財産課

（03-6738-6442）

2（2）⑤の事業

食料産業局食品製造課

（03-6744-2249）

6次産業化支援対策等の概要

【平成28年度予算概算決定額：2,402(2,684)百万円】

- 地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。

商談会等開催支援 (※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化事業者の販路拡大のための広域の商談会等の開催を支援。
〔補助率：定額〕

輸出・
海外展開

広域・全国展開

地域内での展開

新商品開発

構想 → 調査 → 試作品 → 販路開拓 → 決定 → 流通チャネル → 取引価格決定

市場への提供

生産体制確立 → 販売開始 → 事業拡大

付加価値の高い
農林水産物の生産

生産基盤の確立

6次産業化の準備・着手

事業展開

市町村・都道府県の6次産業化・地産地消推進協議会の開催及び6次産業化等に関する戦略の策定(更新)の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消推進協議会において、農林水産物等の加工、学校給食等の地場食材利用拡大、農親連携による直売所を活用した多様な販売、医福食農連携による介護食品の導入等の6次産業化等に関する戦略の策定等を支援。〔交付率：定額〕

人材育成研修の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 都道府県又は市町村が、6次産業化に取り組む人材を育成するために行う、経営、マーケティング等の研修や6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を支援。〔交付率：定額〕

新技術の実証 加工適性のある 作物の導入支援

新商品開発の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 農林漁業者等や地域ぐるみの新商品の開発に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等のメニュー開発、インバウンド等需要向けの新商品の開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発等を含む。)
〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

- 加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組を支援。
〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

新商品開発の加工機械の整備支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 市町村の6次産業化戦略・構想の下、地域ぐるみで行う新商品開発に必要な加工機械の整備を支援。
〔交付率：1/2以内、上限30百万円〕

販路開拓の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

6次産業化・新産業の創出促進 (※6次産業化サポート事業)

- 農林漁業者等と異業種の事業者が連携して行う、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスの創出に関する事業化可能性調査を支援。
〔補助率：定額〕

- 農林漁業者等や地域ぐるみの販路開拓に必要な経費について支援。(地域ぐるみの場合、学校給食等の地場食材利用拡大、直売所の多様な販売等の取組を含む。)
〔交付率：市町村戦略あり1/2以内
市町村戦略なし1/3以内〕

加工・販売施設等の支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化・地産地消法等の認定事業者を対象に、融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援。〔交付率：3/10以内、上限額1億円〕

農林漁業成長産業化ファンド による出融資・経営支援 〔出資枠150億円、貸付枠50億円〕

- 6次産業化・地産地消法の認定事業者を対象に、農林漁業者等が主体となって、流通・加工業者等と連携する取組に対して出資等を実施。

<6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス>

都道府県で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化ネットワーク活動交付金)

- 6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

広域で取り組む事業者向けの支援 (※6次産業化サポート事業)

<全国的な普及推進活動>

6次産業化ネットワーク活動の全国推進 (※6次産業化サポート事業)

- 6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化情報提供支援 (※6次産業化サポート事業)

- 各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

32 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【467（423）百万円】

対策のポイント

薬用作物等の産地形成を加速化させるため、栽培実証ほ場の設置等のほか、事前相談窓口の設置や栽培技術の指導体制の確立に向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・漢方薬等の原料となる薬用作物は、国内需要の拡大が見込まれていることから、産地と漢方薬メーカーとのマッチングの促進、栽培技術確立のための実証ほ場の設置、農業機械の改良等に対する支援を通じ、産地化を推進してきました。
- ・このような中、新たに産地化を検討する地域等では、常時相談できる相談窓口の設置や専門家による栽培技術指導など一体的・継続的に支援する体制整備が必要です。

政策目標

薬用作物の試験栽培等を通じて新たな産地を創出し、国内生産量を2倍に拡大（900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度））

<主な内容>

1. 産地支援体制整備〔新規〕

新たに産地化を検討する地域等における産地形成を加速化するため、事前相談・マッチング窓口の設置や栽培技術指導の確立に向けた支援体制の整備を支援します。

2. 新産地等確立支援

- （1）地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種の選定や栽培マニュアルの作成
 - （2）安定生産に資する栽培技術確立のための実証ほ場の設置
 - （3）低コスト生産体制の確立に向けた農業機械の改良等
- 等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・漢方薬メーカーの需要情報の取りまとめ、提供
 - ・薬用作物の新たな育種、栽培、生産技術に関する研究の推進

（関連対策）

1. 薬用作物の国内生産拡大に向けた技術の開発（委託プロジェクト研究）〔新規〕

80（－）百万円

カンゾウ、トウキ等の需要が多い品目について、他作物の研究者・研究機関が蓄積している知見や技術も幅広く活用しつつ、低コストで安定生産が可能となる技術の実用化を推進します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

2. 薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業〔新規〕

26（－）百万円

薬用作物等の地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等の実施及びIPM（多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系）を活用した標準的な病虫害防除体系の確立に対して支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：	生産局地域対策官	(03-6744-2117)
	関連対策1の事業	技術会議事務局研究統括官 (生産技術)
		(03-3502-2549)
	2の事業	消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)

薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業

【平成28年度予算概算決定額467(423)百万円】

○これまで、産地と漢方薬メーカーとのマッチングや栽培技術の確立を支援するなどにより、その産地化を後押し。

○今後、着実な産地化の取組を促進するため、これまでの取組に加え、事前相談等の常設窓口の設置や現場における技術確立等の取組を一体的に実施する体制を整備する必要。

現状

薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存。
一方、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる作物として高い関心。

- 厚生労働省、関係団体と連携し、薬用作物に係る情報交換やマッチングの促進のためのブロック会議を開催。

新たな課題

➤ 相談体制の確立

- ・ 十分な知見をもたずに取り組み、産地化に失敗。
- ・ 相談窓口が存在しない

➤ 指導体制の確立

- ・ 現場に栽培指導者がいない
- ・ 普及指導員の経験が浅い
- ・ 薬用作物に関する知見が少ない



事業内容 (※補助率:定額、1/2以内)

- 産地等確立支援事業により
 - ・ 実証ほ場設置
 - ・ 農業機械の改良
 - ・ 栽培マニュアルの作成

新たな支援策

事前相談、マッチング促進等の常設窓口の設置等を支援

現場における栽培技術の指導体制の確立を支援

今後の展開方向

厚生労働省、関係団体と連携した一体的・継続的な支援体制の構築による産地形成の加速化

33 新品種・新技術の開発・保護・普及

【4, 280 (5, 702) 百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により、「強み」のある農畜産物の創出を進めることが重要です。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用取組等を推進することが必要です。

政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

<主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化 1, 739 (2, 907) 百万円

実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発、育種期間の短縮に資するDNAマーカーの開発等を推進するとともに、有望な遺伝資源保有国との遺伝資源取得ルートの確立、種苗産業の総合的な機能強化に向けた環境整備等を推進します。

①ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

576 (1, 210) 百万円

②農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

29 (32) 百万円

③種苗産業海外展開促進事業

30 (14) 百万円

等

委託費、補助率：定額、1／2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 「強み」を活かすための産地化支援

2, 367 (2, 595) 百万円

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

強い農業づくり交付金（優先枠）

2, 000 (2, 000) 百万円

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等 367 (595) 百万円

補助率：定額、1／3以内等

事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）、都道府県等

3. 「強み」を守るための知的財産の保護・活用

174 (一) 百万円

地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び制度の普及啓発、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。

地理的表示等活用総合対策事業 174 (一) 百万円

委託費、補助率：定額

委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の①の事業

技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）

(03-3502-7435)

1の②の事業

大臣官房政策課環境政策室

(03-6744-2017)

1の③、3の事業

食料産業局知的財産課

(03-6738-6169)

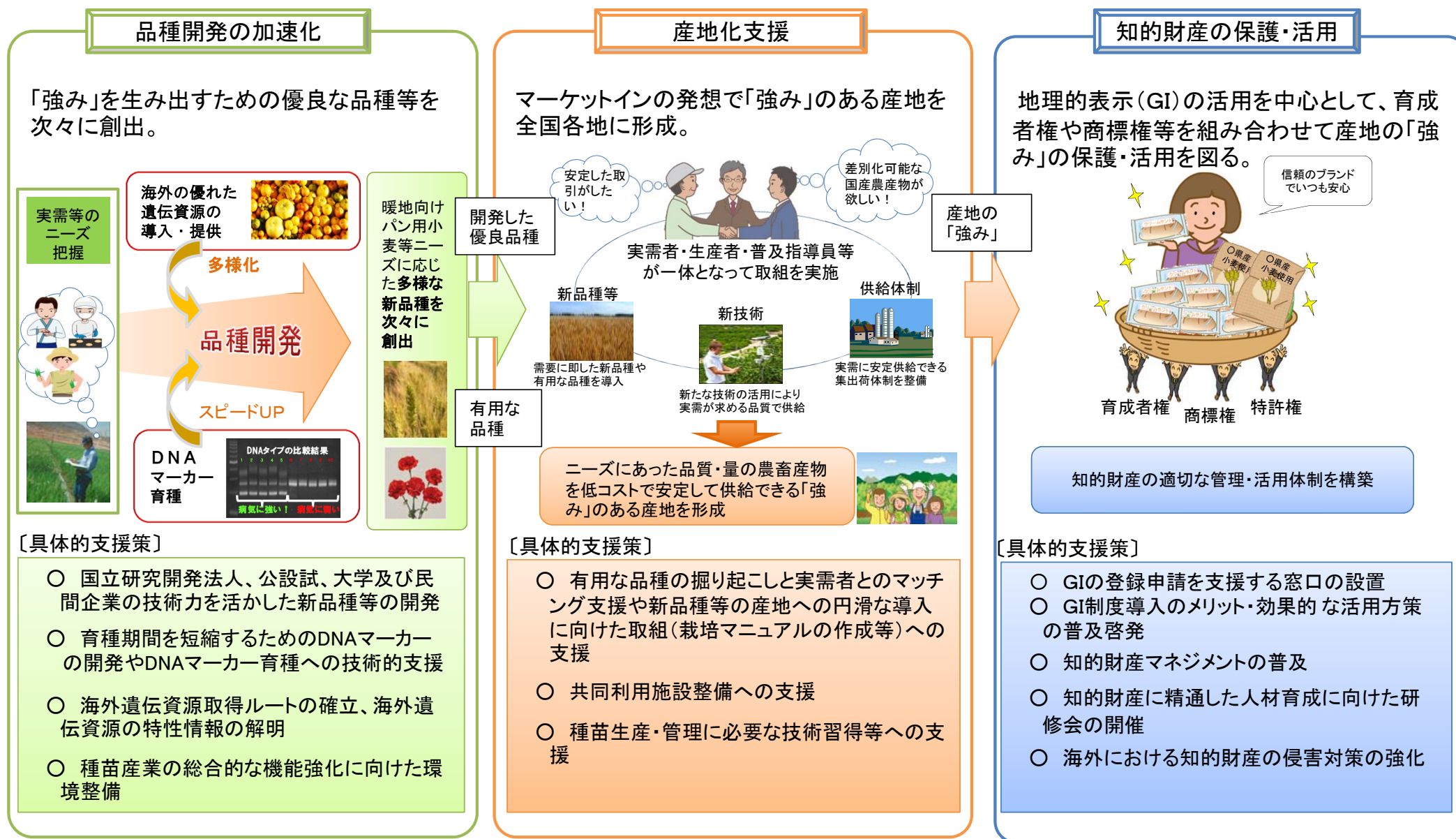
2の事業

生産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

新品種・新技術の開発・保護・普及に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着。



34 異分野との融合を含む産学連携の更なる強化

【1, 956 (1, 250) 百万円】

対策のポイント

スピード感をもって事業化・商品化を進めるため、異分野の知識や技術を結集し、産学連携を強化することにより、革新的な技術の研究開発を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産業・食品産業の成長産業化を図るためには、農林水産・食品分野と異分野との融合を含む産学連携の更なる強化により、知識・技術、アイデアを集積させ、革新的な研究成果を生み出し、スピード感をもって事業化・商品化に導くことが重要です。
- ・こうした革新的な研究開発を行うため、「知」が集積する産学連携の新たな仕組み（「知」の集積と活用の中核）づくりが求められています。

政策目標

「知」が集積する仕組みを活用した実施課題の80%以上で事業化・商品化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

<主な内容>

1. 「知」の集積による産学連携推進事業 225 (200) 百万円

農林水産・食品分野と異分野の産学連携を促進するため、多様な民間企業や研究機関等による研究開発プラットフォームを立ち上げ、研究戦略の作成などを行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 「知」の集積と活用の中核による革新的技術創造促進事業

1, 731 (1, 050) 百万円

研究戦略に基づき研究開発プラットフォームが行う農林水産・食品分野と医学や工学など異分野が連携した研究開発を支援します。特に、事業化・商品化の基盤となる革新的な技術開発について、民間企業等との連携を促すマッチングファンド方式による新たな支援の仕組みを導入します。

また、農林水産業の生産現場や消費者等のニーズに基づき実施される、民間企業等による事業化に向けた研究開発を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）

（お問い合わせ先：
技術会議事務局研究推進課産学連携室 (03-3502-5530)）

異分野との融合を含む産学連携の更なる強化

スピード感をもって事業化・商品化を進めるため、異分野の知識や技術を結集し、産学連携を強化することにより、革新的な技術の研究開発を推進。

「知」の集積産学官連携協議会の形成

シンポジウムなどを開催し、生産者、民間企業、大学、研究機関、NGO/NPO、金融機関、地方自治体、消費者等の多様な関係者が参加するコミュニティ(協議会)を形成し、研究開発テーマを設定。



異分野の経営者や研究者などによる魅力的なシンポジウムを開催し、農林水産・食品分野への関心を集める。テーマ毎に、ファシリテーター(議論の促進役)が主催するセミナー・ワークショップを開催し、共通のテーマに取り組む仲間(研究開発プラットフォーム)作りを行う。

研究開発プラットフォームの構築

プロデューサー等によるチーム(プロデュースチーム)により、事業化・商品化に向けた連携協定や事業開発指針を作成し、コンソーシアムを構築。



プロデュースチーム



コンソーシアムによる研究開発推進

知財戦略やビジネスプランを作成した上で、異分野の産学連携による研究開発を実施。

研究開発の段階に応じ、マッチングファンド(民間企業と国が共に研究資金を出し合う)方式などにより委託研究を実施。

基礎

応用

事業化・商品化

異分野融合
共同研究

「知」の集積と活用
の場による研究開発
モデル事業

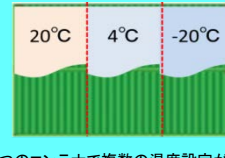
事業化
促進研究

事業化・商品化に
つながる研究成果
を次々と創出

農林水産副産物から
工業用高機能素材
を開発・提供等



生産者の所得向上のための
農林水産物の輸出インフラの
構築につながる技術開発



活魚の鮮度保持・輸
送技術を商品化等



産学連携強化のプロセス

35 「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発 【2, 517 (4, 001) 百万円】

対策のポイント

国内外の市場の開拓、効率的で力強い生産現場の構築等のための研究開発を推進します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化のためには、輸出の拡大、輸入品に対抗できる高い品質を有する農林水産物の安定生産、生産コスト低減等による生産性の大幅な向上が必要です。
- ・こうした課題に取り組む生産者や産地は、現在の技術体系では解決できない問題に直面しており、新たな品種や技術体系を確立するための研究開発の推進が求められています。

政策目標

- 輸入濃厚飼料と同等の価格の国産濃厚飼料の生産・利用技術を開発(平成32年度)
- 大豆について、低収地域における単収を250kg/10aまで向上させるための圃場診断技術及び対策技術を開発(平成32年度)

<主な内容>

1. 市場開拓に向けた取組を支える研究開発(委託プロジェクト研究)

360(220)百万円

国内外の市場開拓や国内シェア奪還に向け、地域の農林水産物・食品の機能性の発掘、薬用作物の国内生産の拡大等のための研究開発を推進します。

2. 生産現場強化のための研究開発(委託プロジェクト研究)

1,284(1,866)百万円

効率的で力強い生産現場の構築のため、輸入濃厚飼料と同等の価格の自給濃厚飼料の生産・利用技術、水田作における大豆等の収量の高位安定化技術等の研究開発を推進します。

3. 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発(委託プロジェクト研究)

874(1,915)百万円

「強み」のある新品種を創出するため、実需者等のニーズに応じた業務・加工用作物品種の開発や、これを支えるゲノム育種と海外植物遺伝資源の収集・提供を推進します。また、施設園芸の収益力向上のため、地域資源を活用した効率的かつ低コストなエネルギー利活用技術の開発を推進します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

<各省との連携>

- 内閣府 ・イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化を目指し、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の下で、農業のスマート化に向けた技術やシステムの開発、新たな育種技術の開発等を推進

お問い合わせ先：技術会議事務局

1及び2の事業 研究統括官(生産技術) (03-3502-2549)
3の事業 研究開発官(基礎・基盤、環境) (03-3502-0536)

「攻めの農林水産業」の展開に資する研究開発（委託プロジェクト研究）

農林水産業の成長産業化に向け、国内外の市場開拓、効率的で力強い生産現場の構築、「強み」のある新品種の開発等のための研究開発を推進。

市場開拓に向けた取組を支える研究開発

○国内外の市場開拓に向け、品目に応じた戦略的な研究開発を推進

＜具体的な研究例＞

国内新市場の開拓（機能性食品の例）



地域の農林水産物・食品について、機能性表示を可能とする科学的エビデンスを取得するとともに、成果を活用したビジネスモデルを作成

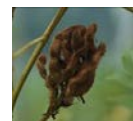
外国産物の国産化（薬用作物の例）

薬用作物と野菜を組み合わせると導入すれば収益が上がる

水稻、大豆

薬用作物
野菜

薬用作物を含む高収益な複合経営モデルを策定



牧草の採種技術
を応用し、薬用
作物の高品質種
苗の低コスト生
産技術を開発

土壌pH・水分等
の調整による薬
用作物の有効成
分の含有率向上
技術を開発

カンゾウ、トウキ等需要の多い薬用作物の低コスト・品質安定化技術を効率的に開発

国産農林水産物の
生産・消費拡大

生産現場強化のための研究開発

○担い手の収益力向上、経営の安定化に繋がる研究開発を推進

＜具体的な研究例＞

種類	収穫部位	TDN 含量	家畜
イアコーン	雌穂（芯、穂皮、子実）、茎葉の一部	約80	牛
コーンコブミックス（CCM）*	子実、芯の一部	約90	牛、豚

* トウモロコシの芯と子実を利用する飼料

栄養価が高く、輸入飼料と同等の価格の自給濃厚飼料による新たな生産システムの開発



簡単な指標によ
ってほ場の状態を総
合的に評価



マニュアルを使って多
収阻害要因を特定し、
対策技術を決



有効な対策を講じる
ことで単収が向上

大豆等の多収阻害要因について、農業者自らが原因を特定できる指標を開発するとともに、簡易な対策技術の体系を構築

効率的で力強い
生産現場の構築

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発

○マーケット・インの発想により強みのある新品種の開発を推進

＜具体的な研究例＞



グルテンを含まない
100%米粉パン



赤果肉リンゴを用いた
セミドライフルーツ



加工歩留まりの高い
長球形のタマネギ

実需者と連携した業務加工用品種の開発

海外からの有用遺伝資源の導入や育種期間を大幅に短縮するDNAマーカーの開発等により、品種開発を下支え

「強み」のある農産物の創出

イノベーションが主導する農林水産業の成長産業化

36 地理的表示等の知的財産の保護・活用

【255（52）百万円】

対策のポイント

知的財産の保護・活用により、農林水産業の成長産業化を推進するため、地理的表示保護制度の登録や活用、農業ICTの標準化の推進、種苗産業の海外展開、植物新品種の保護活動等を支援します。

<背景／課題>

- ・農林水産業の成長産業化を図るためには、6次産業化、輸出促進、インバウンドの推進に必要な各種施策の共通基盤となる知的財産を保護・活用することが必要です。
- ・特に、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称を地域共有の知的財産として保護するために導入された「地理的表示（GI）保護制度」を、産地が円滑に導入・活用できるよう、支援体制を構築する必要があります。

政策目標

知的財産の保護・活用による6次産業化の市場規模拡大
(4.7兆円（平成25年度）→10兆円（平成32年度）)

<主な内容>

1. 地理的表示等活用総合対策事業【新規】 174（－）百万円
地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援や、先行GI製品の情報提供等を通じてGI登録のメリットやGI登録製品を取り扱うメリットの普及啓発を行うとともに、GIサミットやGI登録製品を中心とした展示会・商談会等の開催を通じて、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化を推進します。
〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
2. 農業ICT標準化推進事業【新規】 15（－）百万円
ICT化が進む農業生産におけるデータの活用を円滑にし、農林水産業・食品産業の競争力強化を図るため、農業分野のICT規格の標準化を推進します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 種苗産業海外展開促進事業 30（14）百万円
種苗の輸出を促進するため、DNAマーカーの活用による育種力の強化、DNA品種識別技術の開発による侵害対策、国内における種子検査体制の強化に向けた取組等を推進します。
〔委託費、補助率：定額、1／2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕
4. 東アジアにおける植物品種の保護強化・活用促進委託事業 36（38）百万円
東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を促進するための協力活動の推進、高温耐性等新たな特性や新規植物に対応するための審査基準案の作成、権利侵害時に資料として利用可能な登録品種の植物体保存・DNA型データベースの作成等を実施します。
〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 （03－6738－6169）]

37 輸出の拡大などグローバルな「食市場」の獲得 【15,635(17,294)百万円】

対策のポイント

「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会を司令塔とし、品目別輸出団体や日本貿易振興機構（JETRO）を通じたオールジャパンでの輸出促進体制の下で、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景／課題>

- ・ 少子高齢化により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加等により今後大きく成長するグローバルな「食市場」を獲得することが重要です。
- ・ このため、JETRO等と連携し、官民一体となって「国別・品目別輸出戦略」に基づく商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(6,117億円(平成26年)→1兆円(平成32年の前倒しを目指す))

<主な内容>

1. 輸出戦略実行事業

152(152)百万円

「国別・品目別輸出戦略」の着実な実施に向け、輸出戦略実行委員会(関係府省庁、事業者団体等から構成)を司令塔として、輸出関連事業者等の参加の下、主要な品目ごとの輸出拡大方針を作成し、実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を推進します。

〔委託費
委託先：民間団体等〕

<各省との連携>

- 内閣官房、外務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁
・ 「国別・品目別輸出戦略」に沿ったオールジャパンでの取組を推進するため、輸出戦略実行委員会を設置し、議論

2. 輸出戦略の実行に向けた輸出促進体制の強化 1,134(908)百万円

主要な品目ごとの輸出拡大方針に沿って、品目別輸出団体が中心となって実行するジャパン・ブランドを掲げた輸出促進の取組、産地間連携の促進、輸出環境整備と併せた地域の取組等を支援します。また、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のために必要な情報・データの収集等を行います。

〔委託費、補助率：定額、3/4、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等〕

3. 輸出総合サポートプロジェクト

1,481(1,381)百万円

事業者発掘から商談支援、海外見本市の出展支援、品目別輸出団体の活動支援、マーケティング拠点での販売促進支援、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援等、輸出に取り組む事業者に対し、JETRO等を通じて継続的かつ一貫したビジネスサポート体制を強化します。

〔補助率：定額
事業実施主体：JETRO等〕

<各省との連携>

- 外務省及び経済産業省
・ 新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携してテストマーケティングを実施。
JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

[平成28年度予算の概要]

4. グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進 140(150)百万円
食産業の海外展開に向け、官民協議会等を活用し、先進国も含めた有望な国・地域におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

〔委託費〕
〔委託先：民間企業等〕

5. 食品産業グローバル展開インフラ整備事業 104(102)百万円
食品産業の海外展開のための取組や現地での様々な課題解決のための関係者の取組等を支援します。また、海外の食品ビジネスに精通した人材の確保・活用等を支援します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

＜各省との連携＞

○ 経済産業省

・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

6. 国際農産物等市場構想推進事業 200(62)百万円
国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

7. 水産物の施設整備の支援 11,057(11,759)百万円
(1) 水産物輸出倍増環境整備対策事業 244(316)百万円

HACCP認定を促進するため、研修会の開催や専門家による現地指導への支援、海域等モニタリングへの支援や水産庁による対EU・HACCP認定体制の充実等を図ります。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

(2) 流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策の推進＜公共＞

10,813(11,443)百万円

国産水産物の消費・輸出拡大を図るため、水揚げから荷捌き、出荷の過程で輸出先国のHACCP基準等を満たす荷捌き所や岸壁等の整備を推進します。

〔国費率：10/10(うち漁港管理者1/3等)、1/2等〕
〔事業実施主体：国、地方公共団体等〕

8. 輸出促進に資する動植物防疫体制の整備 421(418)百万円
輸出促進に必要となる家畜疾病に関する対策の実施及び国内病害虫の情報収集や新たな検疫措置の確立等を支援します。また、輸出検疫情報の提供等により、国産農畜産物の輸出や訪日外国人によるお土産としての持ち帰りを促進します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等、植物防疫所、動物検疫所〕

9. 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進[新規] 146 (一) 百万円
 (1) 日本発食品安全管理規格策定推進事業[新規] 90 (一) 百万円

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等を推進するため、検討会の開催や調査、普及のための説明会・研修等を支援するとともに、規格・認証スキーム等を国際的に普及させていくため、国際機関や他国との連携・調整、海外への情報発信等を支援します。

補助率：定額
 事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 厚生労働省
 - ・規格・認証スキーム等の推進に当たって国内規制との整合性の観点から連携し、国内の食品安全の向上を推進

(2) 生産システム革新推進事業

GAP体制強化・供給拡大事業[新規] 56 (一) 百万円

日本の農業者が取り組みやすい日本発の輸出用GAPを策定するため、検討会の開催や国内外の実態調査及び国際規格化に向けた関係者との調整等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
 事業実施主体：民間団体等

10. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業[新規]

800 (一) 百万円

日本食・食文化の魅力発信による農産物等の輸出促進を加速するため、トップセールスや食イベントの開催等を実施するとともに、日本産食材を積極的に活用している海外レストランとの連携やネットワーク化を支援します。

委託費、補助率：定額
 委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

- 内閣府、内閣官房、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
 - ・日本食文化普及・継承のための官民合同協議会を通じて連携

お問い合わせ先：

1～3及び5の事業 食料産業局輸出促進課

(03-3502-3408)

4の事業 大臣官房海外投資・協力グループ

(03-3502-5913)

6の事業 食料産業局食品流通課卸売市場室

(03-3502-8237)

7(1)の事業 水産庁加工流通課

(03-3591-5613)

7(2)の事業 水産庁計画課

(03-3502-8491)

8の事業のうち植物防疫関係 消費・安全局植物防疫課

(03-3502-5976)

動物衛生関係 消費・安全局動物衛生課

(03-3502-5994)

9(1)の事業 食料産業局食品製造課企業行動室

(03-6738-6166)

9(2)の事業 生産局農業環境対策課

(03-6744-7188)

10の事業 食料産業局食文化・市場開拓課

(03-6744-0481)

輸出の拡大などグローバルな食市場の獲得

世界の料理界で日本食材の活用推進 (Made FROM Japan)

- 食イベントの開催、海外で日本食を広める人材の育成、海外メディアでの食文化発信
- 日本食材を積極的に活用する海外レストランとの連携やネットワーク化 等

日本の「食文化・食産業」の海外展開 (Made BY Japan)

- 食品産業のグローバル展開に向けたソフトインフラの整備
- グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進(官民一体となった二国間政策対話等の実施)

一体的
に推進

「国別・品目別輸出戦略」に沿った農林水産物・食品の輸出促進(Made IN Japan)

オールジャパンで輸出に取り組む体制の整備

- 「国別・品目別輸出戦略」に基づくオールジャパンの輸出促進の司令塔としての「輸出戦略実行委員会」を設置。
- 同委員会における議論を踏まえ、主要な品目毎の輸出拡大方針を作成し、PDCAサイクルにより品目別輸出団体等が実行する各般の取組を検証。実効性のある産地間調整やマーケティング戦略を推進。

環境整備・商流確立

国内

- GLOBALG.A.P.やハラール、HACCP等の認証の取得支援
- 海外バイヤー等を招聘した商談会の開催
- 国際空港近辺の卸売市場における青果物・花き等の輸出の実現に向けた調査、推進計画の策定
- 日本発食品安全管理規格・認証スキーム等の推進

海外

- 品目別輸出団体によるジャパン・ブランドの確立に向けたPR活動や海外マーケット調査等の支援
- JETROとの連携強化を通じたビジネスサポート体制の強化
- 海外の見本市や商談会等への積極的な参加の支援
- 新興市場等にマーケティング、PR、現地バイヤーの発掘等をするための拠点の設置 等

輸出戦略に基づく検疫協議等の推進

環境整備

- 輸出検疫情報の産地・販売業者・訪日外国人等への提供、青果物の集荷地や販売店等での輸出検疫の実施
- 輸出促進に必要な家畜疾病に関する対策の実施、病害虫の情報の収集や新たな検疫措置の確立
- 日本産農林水産物・食品に対する規制緩和に向け、規制担当行政官の招聘やデータ提供の実施 等

日本産農林水産物・食品の輸出目標平成32年1兆円の前倒しを目指す

38 グローバル・フードバリューチェーン戦略の推進

【140（150）百万円】

対策のポイント

食産業の海外展開に向け、官民協議会等を活用し、先進国も含めた有望な国・地域におけるフードバリューチェーン構築のための調査・取組を支援します。

<背景／課題>

- ・世界の食市場規模は340兆円（平成21年）から680兆円（平成32年）に倍増すると予測されており、急速に拡大する世界の食市場を取り込み、我が国食産業※1の海外展開を図っていくことが必要とされています。
- ・このため、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、開発途上国や新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食のインフラシステムの輸出を推進するなど、官民が連携し、我が国の食産業の「強み」を活かして、農業生産から製造・加工、流通、消費に至るフードバリューチェーンの構築を進めます。

※1 食産業とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に係る幅広い産業を指し、花き、種苗、農業関連資材、農業機械・食品機械など関連する産業も含む。

政策目標

- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づく食のインフラシステム輸出の推進による食産業の海外展開の促進
- 我が国食産業の海外売上高の拡大
（約2.5兆円（平成22年度）→約20兆円（平成42年度）※2）

※2 経済産業省「海外事業活動基本調査」の海外売上高をもとに農林水産省作成

<主な内容>

フードバリューチェーン構築推進事業

140（150）百万円

食産業の海外展開に向け、民間企業、関連機関・団体、地方自治体、関係省庁等が参加する官民協議会等を活用し、アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域について、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、生産・流通・投資環境調査等を実施します。

また、我が国食産業の海外展開を促進するため、我が国食産業が各国・地域でのフードバリューチェーン構築に試行的に取り組めるよう、事業化可能性調査（マーケティング等）を実施します。

（委託費）
委託先：民間企業等

（関連対策）

途上国におけるフードバリューチェーンの構築支援（ODA）

1,158（1,190）百万円

途上国における人材の育成、食品安全等に係る基準づくり、我が国の優れた技術を活かした技術協力等を実施します。

（事業実施主体：FAO（国際連合食糧農業機関）、ASEAN事務局、民間団体等）

[お問い合わせ先:大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5914）]

フードバリューチェーン構築推進事業

平成28年度予算概算決定額 140(150)百万円

1. ねらい

- 急速に拡大する世界の食市場に対し、我が国食産業の海外展開を図っていくことが必要。
- グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づき、開発途上国や新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域を対象に、食のインフラシステムの輸出を促進するなど、官民が連携し、我が国の食産業の「強み」を活かして、フードバリューチェーンの構築を進める。

2. 事業内容

- フードバリューチェーン構築に関心の高い我が国食関連企業が急増していることを踏まえ、先進国も含めた有望な国・地域について、官民協議会等を活用し、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、事業化可能性調査(マーケティング等)などを実施。

○これまでの取り組み

(1) グローバル・フードバリューチェーン戦略の策定

- ・官民連携により地域ごとの諸課題に対応
- ・潜在的成長力の高い地域毎に戦略を策定し、官民連携による食インフラシステムを輸出

(2) 官民合同の政策対話

- ・官民合同の政策対話を各国との間で実施(ベトナム、ミャンマー、ブラジル、インド等)

(3) グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会の開催

- ・協議会5回に加え、アセアン部会2回、アセアン・豪州部会1回、インド部会1回、分野別研究会5回を開催、
- ・これまで274社・機関等が加入(27.12.1現在)



日越農業協力対話
第1回ハイレベル会合



グローバル・フードバリューチェーン
推進官民協議会

① 先進国も含めた有望な国・地域への展開

- ・食産業の海外展開に向け、アジアなどの新興国のみならず、先進国も含めた有望な国・地域について、官民一体となった政策対話、官民合同ミッション派遣、生産・流通・投資環境調査等を実施し、海外展開に向けた環境を整備

官民協議会

- ・民間企業、関係機関・団体、地方自治体、関係省等が参加
- ・官民で様々な情報を共有するとともに、様々な取組の連携を促進

② 事業化可能性の調査

- ・我が国食産業の海外展開を促進するため、各国・地域におけるフードバリューチェーン構築に関心をもつ我が国食産業が、各国・地域でのフードバリューチェーン構築に試行的に取り組めるよう、事業化可能性調査(マーケティング等)を実施

官民連携による食産業の海外展開の促進

39 国際農産物等市場構想推進事業

【200（62）百万円】

対策のポイント

国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するため、青果物・花き等について品質を保持してスピーディーに輸出する手法等の調査と拠点化構想の策定を支援します。

＜背景／課題＞

- ・国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待されています。
- ・また、卸売市場からの輸出を促進するための環境整備として、輸出にも対応可能な品質管理高度化設備の導入促進を図ることも必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(6,117億円（平成26年）→1兆円（平成32年の前倒しを目指す）)
- 平成32年度までに1中央卸売市場当たりの取扱金額を平成25年度比8%増
(585億円（平成25年度）→632億円（平成32年度）)

＜主な内容＞

1. 国際農産物等市場推進計画策定支援

180（42）百万円

国際空港近辺の卸売市場から国産農林水産物を輸出する構想（国際農産物等市場構想）を実現し、輸出拠点化を推進するため、当該市場における海外バイヤーの買付け等の動向を踏まえた国産農林水産物の輸出に向けた調査及び推進計画の策定を支援します。また、輸出促進の取組をさらに推進するため、配送・在庫管理・トレーサビリティ等の物流管理システムの構築等の実証調査を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 卸売市場輸出対応型品質管理高度化支援

20（20）百万円

卸売業者又は仲卸業者等が、輸出にも対応可能なHACCP対応等高度な品質管理機能を有する低温管理設備等を市場内外の倉庫等にリース方式により設置する取組を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局食品流通課（03-3502-8237）]

国際農産物等市場構想推進事業

【平成28年度予算概算決定額:200(62)百万円】

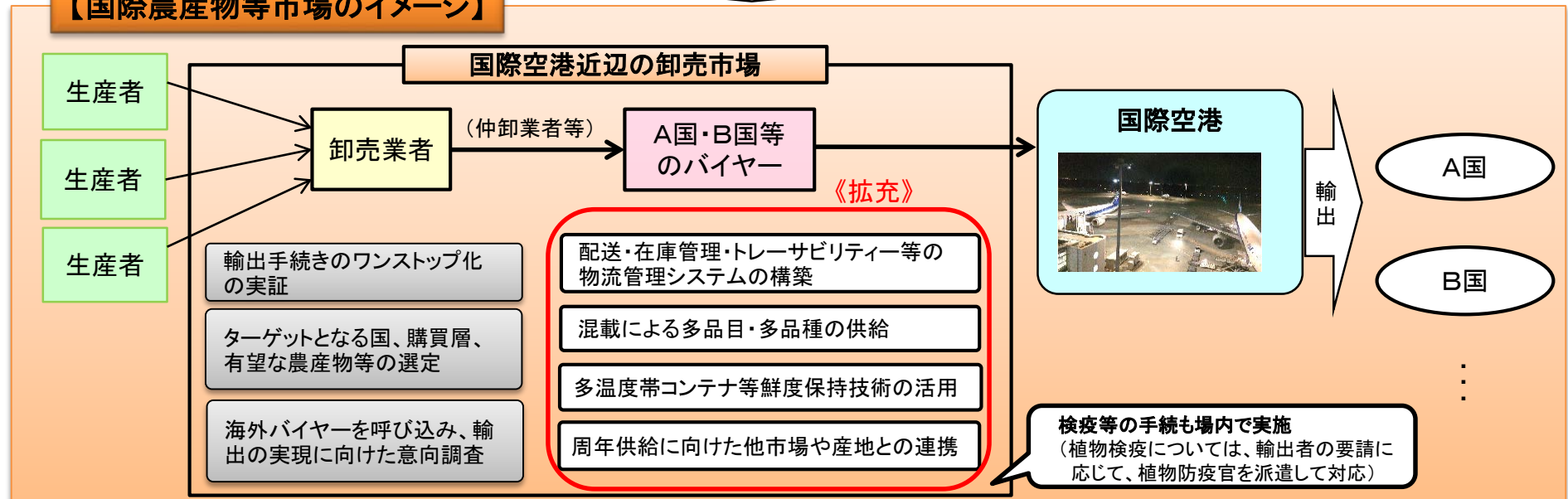
- 日本の農林水産物・食品の輸出額目標である平成32年1兆円を前倒しで達成するためには、卸売市場を活用することが効果的であり重要。
- 特に、国際空港近辺の卸売市場においては、輸出に係る手続きの効率化、輸送日数の短縮、混載による物流費抑制等の観点から、国産農林水産物の輸出促進の拠点（国際農産物等市場）となり、海外バイヤーを呼び込むなど積極的に販路を広げていくことが期待される。

支援対象となる事業内容

国際空港近辺における卸売市場の輸出拠点化を推進するためのフィージビリティ調査等を支援

卸売業者又は仲卸業者等に対する、輸出にも対応可能なHACCP対応等の低温管理設備等の設置支援（リース方式）

【国際農産物等市場のイメージ】



日本の農林水産物・食品の輸出額を拡大（1兆円（平成32年の前倒しを目指す））

40 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

【847（56）百万円】

対策のポイント
和食文化の継承等と一体となった食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来する中、国産農林水産物の需要の減少が懸念されています。
- ・また、消費者と食との関わり方が多様化する中で、「和食」や郷土料理等の伝統的な食文化の継承が難しくなるとともに、食卓と生産現場の「距離」の拡大が懸念されています。
- ・さらに、平成28年3月に新たに策定される予定の第3次食育推進基本計画に基づき、主要課題についての検討を行い、食育推進の取組を強化することが重要です。
- ・このため、和食文化の継承等と一体となった食育の推進を図るとともに、生産者と消費者のつながりを強化する地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進していく必要があります。

政策目標

- 日本型食生活を実践する国民の割合の向上
(57.5% (平成27年度) → 70% (平成32年度))
- フード・アクション・ニッポンに参加する事業者・団体等数の増加
(8,662社・団体 (平成26年度) → 12,000社・団体 (平成30年度))
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成26年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 和食の継承と一体となった食育の推進

(1) 食育活動の全国展開事業

60（56）百万円

専門家による検討委員会を設置し、消費者のライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育を提供するための市場調査を行うとともに、推進策の検証、教材の作成を行います。また、食育優良活動の表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

(2) 「和食」の保護・継承事業〔新規〕

103（－）百万円

「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

(3) 地域食文化魅力再発見食育推進事業〔新規〕

109（－）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や地域における日本型食生活の普及等を促すため、生産者や食品企業等、地域の関係者が一体となって取り組む、地域における食育活動を推進する専門的人材の育成や、食育を通じて地域の食の普及を図る展示会・交流会・調理体験等の実施を支援します。

（補助率：1／2以内）
（事業実施主体：関係団体等で構成する協議会）

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進
- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
・新たに策定される第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進

2. 地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大

(1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 [新規]

374 (一) 百万円

消費拡大に向けた各団体等の取組が相乗効果により効果的に発信されるよう、国産農林水産物の消費拡大を推進するフード・アクション・ニッポン事務局が品目別・地域別の取組を含め、国産農林水産物の利用促進の取組や食の魅力普及活動等を後押しします。

〔 委託費：定額
委託先：民間団体等 〕

(2) 地域の食の絆強化推進運動事業 [新規]

13 (一) 百万円

学校給食へ地場食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

3. 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業のうち食育関連支援

(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業 [新規]

86 (一) 百万円

機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会が行う「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 新たな食環境に対応した食育活動モデル推進事業 [新規]

100 (一) 百万円

日本型食生活の普及・実践、食や農林水産業への理解増進を通じた消費拡大を図るため、関係者の連携の下、消費者の様々なライフスタイルの特性・ニーズに対応した食育メニューを体系的に提供するモデル的取組（健康の維持増進に配慮した食品への理解を促す内容を含むもの）を支援します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

お問い合わせ先：
1 (1) の事業 消費・安全局消費者行政課 (03-6744-1971)
1 (2)、(3)、(4)、2 及び 3 の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-2352)

41 食と農を活用したインバウンドの推進

【115（15）百万円】

対策のポイント

日本食・食文化の魅力の海外への発信や我が国農畜産物のお土産としての持ち帰りを拡大し、インバウンドを推進することにより、日本食・食文化への評価・関心を高め、輸出の増大や日本食の海外展開を一体的に推進します。

<背景／課題>

- ・政府として、平成32年までに訪日外国人旅行者を2,000万人とすることを目標とする中、平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人にまで急増しています。また同年、日本を訪れた外国人による旅行消費額は、2兆278億円に達しています。
- ・このような機会を捉え、インバウンド需要を農山漁村に呼び込むため、
 - ①日本食・食文化の魅力を結び付けた一体的な情報発信
 - ②国産農畜産物を円滑に持ち帰ることができるような検疫手続・体制の整備を推進するとともに、日本食材等の評価を高め、輸出の増加等につなげていくといった好循環を形成していくことが重要です。

政策目標

インバウンド需要の増大と農林水産物・食品の輸出増加の循環を実現（訪日外国人旅行消費額4兆円（平成32年）、農林水産物・食品の輸出額1兆円の達成（平成32年の前倒しを目指す））

<主要内容>

1. 食によるインバウンド対応推進事業[新規] 70（一）百万円
「食と農の景勝地」をはじめとした地域の食・食文化の魅力を映像化し、それを継承・発信するために映像を集積・検索できるウェブサイトの構築を支援するとともに、訪日外国人旅行者が日本の食を楽しめる環境を提供するために必要な飲食店等による多言語対応やムスリム、ベジタリアン等の食習慣への対応等を促すための研修事業等の取組を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

2. おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業 45（15）百万円
外国人旅行者が国産農畜産物を持ち帰る際の利便性を高めるため、直売所や道の駅などで購入した農畜産物が動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取れる体制を整備します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

(関連対策)

1. 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業[新規] 800（一）百万円
日本食・食文化の魅力発信による農産物等の輸出促進を加速するため、トップセールスや食イベントの開催等を実施するとともに、日本産食材を積極的に活用している海外レストランとの連携やネットワーク化を支援します。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 地理的表示等活用総合対策事業[新規] 174（一）百万円
地理的表示保護制度に係る登録申請に対する支援及び制度の普及啓発、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援等を推進します。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

3. 輸出総合サポートプロジェクト 1, 481 (1, 381) 百万円
事業者発掘から商談支援、海外見本市の出展支援、品目別輸出団体の活動支援、マーケティング拠点での販売促進支援、G I、ハラル等の新たな課題に対応したセミナーの開催支援等、輸出に取り組む事業者に対し、JETRO等を通じて継続的かつ一貫したビジネスサポート体制を強化します。

（補助率：定額）
事業実施主体：JETRO等

4. 6次産業化支援対策 2, 402 (2, 684) 百万円
市町村の6次産業化・地産地消推進協議会において策定された6次産業化等に関する戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで行う、インバウンド等需要向けの新商品の開発や新たな需要の開拓、直売所における観光事業者等と連携した新商品の販売拡大に向けた取組等を支援します。

（交付率：1／2以内）
事業実施主体：地方公共団体等

お問い合わせ先：

1の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-1779)

2の事業のうち 植物検疫関係 消費・安全局植物防疫課
(03-3502-5976)

動物検疫関係 消費・安全局動物衛生課
(03-3502-5994)

関連対策1の事業 食料産業局食文化・市場開拓課
(03-6744-0481)

関連対策2の事業 食料産業局知的財産課 (03-6738-6317)

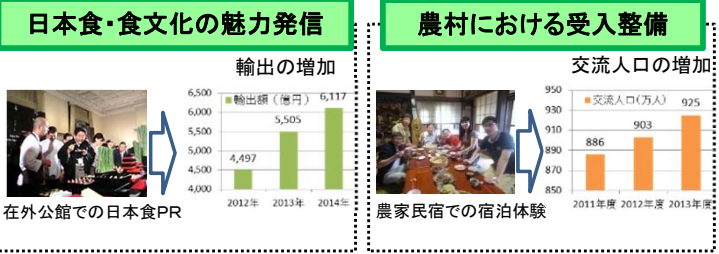
関連対策3の事業 食料産業局輸出促進課 (03-6744-1502)

関連対策4の事業 食料産業局食文化・市場開拓課
(03-6744-2352)

食と農を活用したインバウンドの推進

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドにつなげ、それが更に日本の食材の評価を高めるといった好循環を構築することにより、訪日外国人の農山漁村への呼び込みによる所得向上・雇用創出と輸出の増加や日本食の海外展開を一体的に推進。

○これまでの取組



両者を結びつけることによるインバウンドの戦略的推進

○これからの取組



○具体的な施策

① 「農山漁村」と「食」の魅力を結び付けた一体的な情報発信

- ・「食と農の景勝地」を認定する新たな仕組みを導入
- ・地域の食・食文化の魅力を伝え、産地訪問をアピールするコンテンツを映像等で作成（食と農のアーカイブス化（集積・保護・継承））
【食によるインバウンド対応推進事業】（新規）
- ・これらのコンテンツを活用し、「日本食・食文化の魅力発信事業」を通じて各国の海外市場にプロモーション 【食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化】（新規）
- ・地理的表示（GI）制度等を活用した地域産品のブランド化とその情報発信を図る「GIサミット」等の開催
【地理的表示等活用総合対策事業】（新規）

② インバウンドの受入れを行う「食と農を活かした地域づくり」

- ・地域ぐるみの新商品の開発や新たな需要の開拓等
【6次産業化支援対策】

③ インバウンドと輸出促進の一体的推進

- ・GIに登録された地域特産品の輸出促進に向けた環境整備 【輸出総合サポートプロジェクト】
- ・海外見本市への出展や海外バイヤーとの商談会 【輸出総合サポートプロジェクト】
- ・直売所における観光事業者等と連携した新商品の販売 【6次産業化支援対策】
- ・訪日外国人旅行者に対し農畜産物を販売する事業者が取り組みやすい検疫手続・体制を構築
【おみやげ農畜産物検疫受検円滑化支援事業】

42 野菜価格安定対策事業

【(所要額) 17,082(16,722)百万円】

対策のポイント

野菜価格安定対策事業を円滑に推進し、野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定的な供給を図ります。

<背景／課題>

国民消費生活上、必要不可欠な野菜の安定供給を図るためには、価格が著しく低落した場合に生産者補給金等を交付すること等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和する野菜価格安定対策事業を円滑に推進していくことが重要です。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
(変動係数 1.8%(平成17年)→1.4%以下(平成37年))

<主な内容>

1. 野菜価格安定対策事業の円滑な推進

野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、平成27年度における生産者補給金等の交付額の再造成経費を確保することにより、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

2. 制度の運用見直し

産地の情勢変化に即して、指定産地における共同出荷要件の特例措置(共同出荷割合2/3を1/2とする)の指標を共同出荷量から作柄変動による影響の少ない作付面積に見直します。

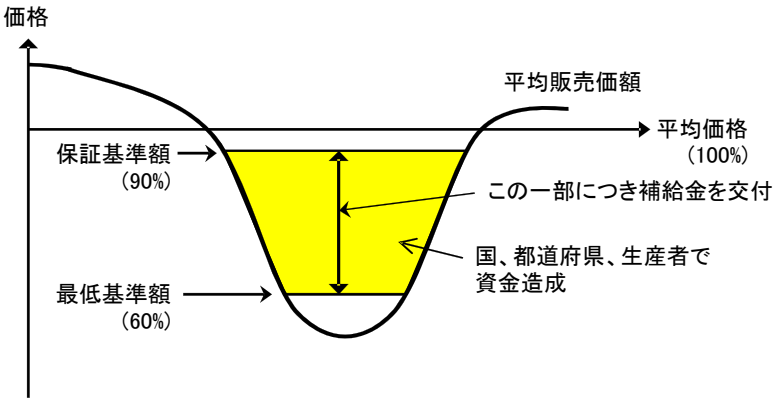
補助率：定額、65/100、60/100、50/100
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5961)]

野菜価格安定対策事業 平成28年度予算概算決定額 (所要額) 17, 082 (16, 722)百万円

野菜農家の経営安定対策・需給安定対策である本事業の円滑な推進を図るとともに、産地の情勢変化に即し、指定産地における共同出荷要件の特例措置の指標について、共同出荷量から作付面積に見直しを実施。

基本の仕組み



指定野菜 (14品目)
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、
トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、
ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、
ほうれんそう

特定野菜 (35品目)
アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、
カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、
こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、
しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、
そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、
やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、
らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【現行の制度概要】

		指定野菜価格安定対策事業	特定野菜供給産地育成 価格差補給事業
対象野菜		指定野菜 14品目 国民消費生活上重要な野菜	特定野菜 35品目 地域農業振興上の重要性等から 指定野菜に準ずる重要な野菜
産地 要件	面積	20ha(露地野菜)	5ha
	共同出荷割合	2／3	2／3
資金造成割合 (国:都道府県:生産者)		6／10 : 2／10 : 2／10	1／3 : 1／3 : 1／3 ^(※)
平均価格		過去6力年の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額		平均価格の90%	80%
最低基準額		平均価格の60%	55%
補填率		原則90%	80%

※ 特定野菜のうち、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーにあっては、国1／2、都道府県1／4、生産者1／4

【平成28年度の運用見直し】

- 指定産地における共同出荷要件の特例措置(共同出荷割合2／3を1／2とする)の指標の見直し

【共同出荷量を指標】
共同出荷量 概ね2, 000トン^(※)以上
^(※)ねぎ1, 000トン、ほうれんそう800トン、
さといも400トン

(変更)



【作付面積を指標】
露地野菜 50ha^(※)以上
^(※)ねぎ25ha、ほうれんそう20ha、
さといも20ha

43 果樹農業好循環形成総合対策事業

【5,600(5,520)百万円】

対策のポイント

果樹農業振興基本方針に即し、所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産から消費に至るまでの関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の果樹農業は、高齢化の進展や農地荒廃の加速化、資材価格の上昇等により、生産基盤が脆弱化しています。また、果実の需給構造を見ると、国内需要のうち6割、果実加工品だけを見ると9割を輸入に頼っています。
- ・こうした状況の中、新たな果樹農業振興基本方針においては、高品質果実の生産・販売が更なる追加投資や品質向上、所得向上につながるという所得向上に向けた「好循環」を生み出すため、各分野の「連携」を図ることが重要であると位置付けています。

政策目標

果樹産地面積のうち優良果実の供給面積割合の増加
(5%(平成25年度)→17%(平成37年度))

<主な内容>

1. 農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換の加速化

優良品目・品種への転換を加速するため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援します。さらに、産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や小規模園地整備を推進します。

また、改植費用の上昇を踏まえ、改植単価及び未収益期間支援の単価を以下のとおり改定します。

(改植)

- ・10aあたり22万円→23万円(みかん等のかんきつ類)
- ・10aあたり16万円→17万円(りんご等の主要落葉果樹等)
- ・10aあたり32万円→33万円(りんごおい化栽培等)

(未収益期間)

- ・10aあたり20万円→22万円(5.5万円×4年分)

このほか、新品種でなくとも需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象にします。

2. 果実の需給安定や果樹農業の好循環のための優先課題の解決

計画生産・出荷、緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進します。この際、需給調整に係るコスト上昇を踏まえ、需給調整対策の補給金単価を見直します(1kgあたり34円→44円)。

このほか、荒廃園地の発生抑制等に向けた園地パトロール、ICT等新技術の普及のための産地と異業種とのマッチング、全国ブランドの育成等を支援します。

3. 流通・消費構造の変化に対応した加工流通対策の強化

流通・消費構造の変化に対応するため、カットフルーツ等の需要拡大につながる商品開発等を推進するほか、新たに、加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入等を支援します。

また、海外への海上輸送体制を確立するため、リーファーコンテナ(冷蔵冷凍装置を備え、定温流通を可能とするコンテナ)の効率的な活用や長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証を支援します。

(補助率：定額、定額(1/2相当)、6/10、1/2、1/3)
事業実施主体：(公財)中央果実協会、民間団体)

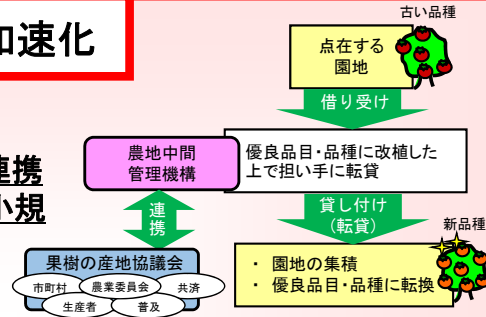
[お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5957)]

果樹農業好循環形成総合対策事業（平成28年度予算概算決定額 5,600（5,520）百万円）

果樹農業振興基本方針の方向性に即し、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、生産、流通、加工、販売、消費等の関係者の「連携」による一気通貫した取組を支援。

優良品目・品種への転換の加速化

- 産地の担い手による改植等を支援。
- 産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、機構を活用した改植や小規模園地整備を推進。【新規】



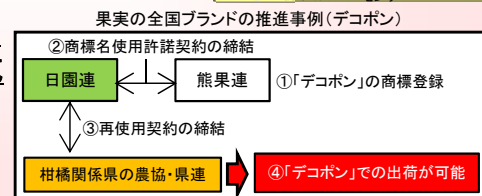
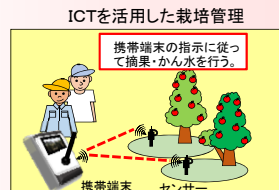
- 改植費用や栽培管理費の上昇を踏まえ支援単価を見直し。【拡充】

【改植】22万円 → 23万円/10a（みかん等のかんきつ類）
16万円 → 17万円/10a（りんご等の主要落葉果樹等）
32万円 → 33万円/10a（りんごわい化栽培等）
【未収益】20万円 → 22万円/10a（5.5万円×4年分）

- 品質確保が見込めない極早生みかん園地の廃園を推進。
- 需要の見込まれる品目・品種の導入や大規模基盤整備を行った園地における植栽を新植支援の対象に拡大。【拡充】

果実の需給安定や果樹農業の好循環のための優先課題の解決

- 計画生産・出荷、緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策を推進。この際、需給調整の補給金単価を見直し。（34円/kg → 44円/kg）
- 荒廃園地の発生抑制等に向けた園地パトロール等の産地の取組を支援。【新規】
- ICT等異分野の新技術の普及に向けた産地と異業種とのマッチングを支援。【新規】
- 果実の需要喚起に資するブランド力の向上に向けた、全国ブランド育成や機能性表示の活用等を支援。【新規】



加工流通対策の強化

- 加工用果実の安定生産に資する作柄安定技術の導入等の取組を支援。【新規】

省力化を図りつつ、一定の品質を確保した原料果実を生産し、果汁工場に安定供給

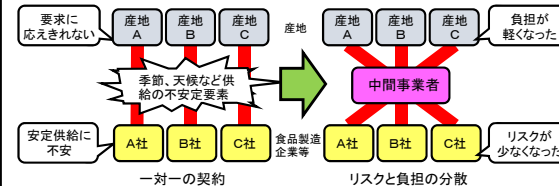


機械収穫前提の整園



揺り落とし機械等の導入

- 中間事業者によるサプライチェーンの構築や需要拡大を推進。



- カットフルーツ等を含め新たな需要拡大につながる高品質化機械等の導入実証を支援。



酵素剥皮技術を利用したカットフルーツ

- 新需要に対応しつつ更なる需要拡大に資する商品開発や省力化栽培実証を支援。



不揃いなりんご

消費者ニーズの高いカットフルーツ向けに提供可能

- 海外への果実の海上輸送体制の確立に向けたリーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送用資材の開発・実証を支援。【新規】



冷凍冷蔵が可能なりーファーコンテナによる輸送



MA包装資材による長期鮮度保持技術（不知火）

44 茶支援関連対策

【1, 405（1, 404）百万円】

対策のポイント

産地の戦略に基づく茶園の改植や整理等による生産体制の強化、輸出拡大、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

<背景／課題>

- ・茶は、近年、価格の下落等により経営環境が厳しい状況にあるが、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、取引の単位である茶工場単位での高品質化の取組が必要となっています。
- ・また、リーフ茶の消費が減少傾向で推移する中で、新たな国内外の需要拡大に向けた取組が必要となっています。

政策目標

茶の輸出額の増加（50.5億円（平成24年）→150億円（平成32年））

<主な内容>

1. 地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図る観点から、消費者等ニーズに対応した優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定された品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：農業者等の組織する団体

2. 輸出拡大・国内マーケット創出等に向けた取組支援

海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入、国内外における市場調査、国内マーケット創出に向けた新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者等の組織する団体等

3. 生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

燃油価格の高騰や凍霜害に対応した生産体制への転換等を促進するため、省エネ等コスト低減に資する生産・加工機械及び防霜ファン等のリース導入を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：農業者等の組織する団体

[お問い合わせ先：生産局地域対策官（03-6744-2117）]

茶の高品質化・需要拡大に向けた生産体制の強化支援

- 茶については、近年、荒茶価格の低迷により経営環境が厳しい状況。特に、一部の低品質な荒茶が全体の品質を押し下げていることが価格下落の要因の一つ。
- 一方、高品質の茶は安定した価格で取引されていることから、安定した価格での国内需要の維持・拡大や輸出の促進等を図るため、取引の単位である茶工場単位等での改植促進等による生産性、品質向上による取引等を支援することが必要。
- また、国内外の需要拡大に向けた取組を支援することが必要。

地域の戦略に基づく茶園の改植、整理等支援

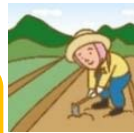
- 茶工場単位を基本とする茶生産者グループにおいて、販売方針、品種の転換や担い手への集積方針、栽培方法等を内容とした「品質向上戦略」を策定。
- 品質向上戦略に基づき実施する以下の取組を支援。

茶生産者グループ



品質向上戦略

- ・需要を見据えどのような茶を生産するか
- ・誰が生産を担うか
- ・茶工場単位でどう改植を進めるか など



改植の実施、
新技術の導入等

・担い手による栽培技術の平準化、茶樹の若返り等による生産性・品質の向上



高品質
安定生産
の実現

経営の安定
↑
安定価格による取引

- ・改植、移動改植：24万円/10a（異なる品種への改植は28万円/10a）
- ・新植：12万円/10a
- ・担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円/10a
- ・棚栽培への転換：4万円/10a ・台切り：7万円/10a

輸出拡大・国内マーケット創出等に向けた取組支援

- ・減農薬栽培に向けた防除機械等の導入
- ・半発酵茶（烏龍茶）、発酵茶（紅茶）や萎凋香を発生させる加工機械等の導入
- ・国内外における市場調査

萎凋処理による香りを
発現させる加工技術

低温除湿萎凋(15℃16時間)



サイクロン式害虫
吸引機械



生産コストの低減、生産体制強化への取組支援

- ・省エネ型加工機械のリース導入
- ・産地の気象条件等に応じた生産体制を構築するための防霜ファンなどの導入



そじゅうき
省エネ型粗揉機

45 甘味資源作物生産支援対策

【9, 301 (8, 146) 百万円】
(平成27年度補正予算 1, 545 百万円)

対策のポイント

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営の安定並びに砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきびの自然災害からの回復に向けた取組や甘味資源作物の安定生産を図る取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・国内産糖と輸入糖との内外コスト格差を調整するため、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対して交付金を交付し、経営の安定、砂糖の安定供給の確保を図ることが必要です。
- ・また、沖縄県、鹿児島県南西諸島等の基幹作物である甘味資源作物は、近年、台風や干ばつ等により不作が続いていることから、自然災害からの回復に向けた取組や生産構造の安定化に向けた取組等に対して支援することが必要です。

政策目標

- てん菜の生産量を増加
(357万トン(平成26年度)→368万トン(平成37年度))
- さとうきびの生産量を増加
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- 国内産糖の安定的な供給
(74万トン(平成26年度)→80万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. 甘味資源作物・国内産糖調整交付金 8, 563 (8, 108) 百万円

国内産糖と輸入糖との内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構に交付します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業

33 (38) 百万円

さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る生産者交付金の交付申請を円滑に行うため、代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。

補助率：定額
事業実施主体：生産者団体等

3. 甘味資源作物安定生産体制確立事業〔新規〕

705 (―) 百万円

台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害からの回復に向けた取組を支援します。

補助率：定額
助成対象者：生産者組織等

4. 甘味資源作物産地強化緊急対策事業 (平成27年度補正予算 1, 545百万円)

(1) さとうきび産地構造改革緊急対策

地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち、地力の増進など特に重要な取組を支援するとともに、生産構造の安定化を図るため、株出管理機の導入等を支援します。

(補助率：定額、リース料の6／10以内
事業実施主体：生産者組織等)

(2) いも類産地確立支援事業

ア. かんしょ産地緊急強化対策支援

かんしょについて、近年の低温・寡照の影響等による収量の低迷からの回復を図るため、適期作業による収量増加などを可能とするマルチ栽培を行う機械の導入等を支援します。

(補助率：1／2以内
事業実施主体：生産者組織等)

イ. ばれいしょの病害虫のまん延防止のための施設等整備支援

ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止を図るため、農業機械や収穫物の運搬車両を農作物の集荷施設において洗浄する施設の整備等を支援します。

(補助率：1／2以内
事業実施主体：生産者組織等)

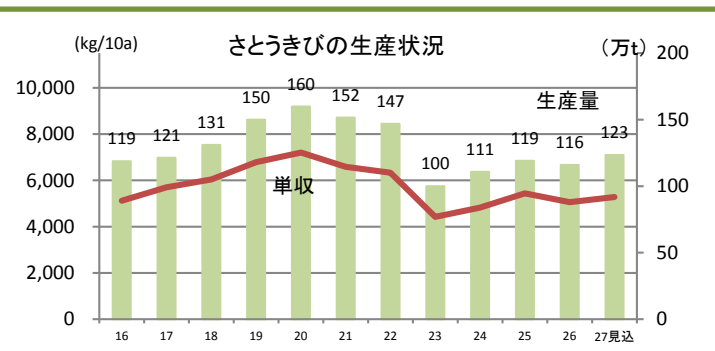
[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物対策

【甘味資源作物安定生産体制確立事業 平成28年度予算概算決定額：705(一)百万円】
 (甘味資源作物産地強化緊急対策事業 平成27年度補正予算額：1,545百万円)

さとうきび対策

- さとうきびは沖縄県及び鹿児島県南西諸島において、地域経済を支える基幹作物であるが、近年は台風や干ばつ等により不作が続いている。
- 地域経済を活性化するためには、地域の基幹作物であるさとうきびの増産が必要であり、平成27年に改定した「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち、地力の増進など地域において特に重要な取組を支援するとともに、自然災害からの回復に向けた取組や気象災害等の状況を受けても再生産が確保できるよう生産構造の安定化を図る取組に対して支援を行うことで、さとうきびの「増産」を確実なものとする。



島ごとの増産プロジェクトの改定

<内容>

- 島ごとの主な課題
- 増産に向けた生産目標(作型別の面積、単収、生産量等)
- 目標達成に向けた取組計画(経営基盤、生産基盤、技術対策等)

増産推進支援 (27年度補正予算)

増産プロジェクトに定めた特に重要な取組を支援。

<取組例>

- 新たな品種の導入
- たい肥等による地力の増進
- 交信かく乱フェロモンチューブの活用 等



たい肥の散布

生産構造対策 (27年度補正予算)

収量の低下に対し、再生産が確保できるよう生産構造の安定化を図る取組を支援。

<取組例>

- 適期植付、適期株出管理を行うため、収穫機と株出管理機等を一体的に導入



収穫機



株出管理機

増産基金 (28年度予算)

自然災害被害対策

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩(散水) ・苗の補植、改植
病虫害	・病虫害防除
その他の災害	(災害の内容に応じた対策) ・株出管理作業 ・苗の確保 等

工場対策

かんしょ産地緊急強化対策支援(27年度補正予算)

かんしょの収量を安定化・向上させるためには、植付の早期化など適期の作業の実施が重要。適期に作業を実施するため、マルチ張り機や挿苗機等の導入を支援し、収量増加を推進。



マルチ張り機



挿苗機

ばれいしょの病虫害のまん延防止のための施設整備等支援(27年度補正予算)

平成27年8月に国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認。まん延を防止するため、運搬車両を農作物の集荷施設において洗浄する施設の整備等を支援。



車両洗浄機

46 消費・安全対策交付金

【1, 810（1, 789）百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や病害虫の発生予防・まん延防止等を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的にリスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進

<主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病やジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエ等の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

〔 交付率：10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 (03-3591-4830)]

47 家畜衛生等総合対策

【5, 546（5, 547）百万円】

対策のポイント

畜産振興及び畜産物の安定供給を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 873（5, 016）百万円

- (1) 家畜疾病発生時においても、相互に貿易が継続できる仕組みの構築を進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視、国際共同研究による防疫体制の強化等を行います。

また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管等を支援します。

- (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。

（委託費、補助率：10／10、1／2等）
（委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 457（299）百万円

人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保 154（148）百万円

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。

（補助率：1／2以内等）
（事業実施主体：民間団体等）

4. 水産防疫体制の充実・強化 63（85）百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

- （お問い合わせ先：
- | | | |
|--------|----------------|----------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課 | (03-3502-5994) |
| 3、4の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-2103) |
- ）

48 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【589（837）百万円】

対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費まで、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬や肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査や試験等に基づく使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行っていく必要があります。

政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施

<主な内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 191（244）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について汚染実態を調査し、必要に応じて安全性向上対策を検討します。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

2. 食品の生産資材安全確保総合対策事業 398（592）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等を行います。

（委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：消費・安全局

1の事業 食品安全政策課 (03-6744-2135)

2の事業のうち

農薬・肥料 農産安全管理課 (03-3591-6585)

飼料・動物用医薬品 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

49 産地偽装等取締強化対策

【259（266）百万円】

対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効率的・効果的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。

<背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装の取締りを強化していく必要があります。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。

政策目標

- 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率及び加工食品の「義務表示事項」の不適正表示率（10%以下（平成28年度））
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

<主な内容>

1. 産地表示適正化対策事業

15（21）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

244（245）百万円

国内でと畜される年間約120万頭の全ての牛枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費
委託先：民間団体等）

（お問い合わせ先：
1の事業 消費・安全局消費者行政課 （03-6744-2100）
2の事業 消費・安全局消費者行政課 （03-6744-2101）

50 食品リサイクル促進等総合対策事業

【77（111）百万円】

対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進します。

<背景／課題>

- ・我が国の食品産業においては、年間1,916万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が331万トン発生していると推計されています。また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷しています。
- ・世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクル推進は喫緊の課題となっています。

政策目標

食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開

24（36）百万円

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組やフードバンク活動^{※1}を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。

※1 フードバンク活動とは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

- 6府省（内閣府、消費者庁、文科省、農水省、経産省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

25（33）百万円

食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液^{※2}の肥料利用を行うための取組を支援します。

また、外食産業における収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による再生利用、減量の効果等を分析・整理し、普及する取組を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

食料産業局バイオマス循環資源課

（03-6744-2066）

食品リサイクル促進等総合対策事業

平成28年度予算概算決定額 77(111)百万円

現状と課題

- 食品産業における「食品ロス」は年間331万トン発生
- 食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品流通の川下では再生利用等実施率が低迷

食品リサイクル法に基づく
新たな基本方針を策定
(平成27年7月)



新たに以下の取組を拡充

対 応

新たな基本方針を踏まえ、

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組を促進
- リサイクルが低迷している外食産業における食品廃棄物の再生利用の取組等を促進

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

商慣習の見直し等により廃棄コストが軽減された取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的内容

【分析・整理の内容】

- ・コスト削減効果、追加コスト発生等のメリット・デメリット
- ・商慣習の見直しに向けた関係者との調整の際のポイント等

【普及の手法】

- ・整理した内容を実践的なモデルとし、セミナー等を通じて事業者へ広く普及



食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

事業内容

収集運搬の効率化や新たな技術の導入等により再生利用、減量に効果があった取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

具体的内容

【分析・整理の内容】

- ・取組を行ったことによるコスト削減効果
- ・再生利用事業者、農業者といったリサイクル関係者との調整の際の留意点 等

【普及の手法】

- ・整理した内容を取りまとめ食品リサイクルマニュアルを作成
- ・外食事業者向けのセミナー等を開催し、作成した食品リサイクルマニュアルを普及



事業者自身による主体的な取組を促進し、食品産業の体質強化へつなげる

51 日本型直接支払

【76,960(79,859)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景／課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,251(48,251)百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）

事業実施主体：農業者等の組織する団体

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等）

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）

事業実施主体：農業者等の組織する団体

[平成28年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,300(29,000)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,410(2,609)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(緑肥の作付：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金

46,751 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外來種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 1,500 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 26,300 (29,000) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
26,000 (28,475) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

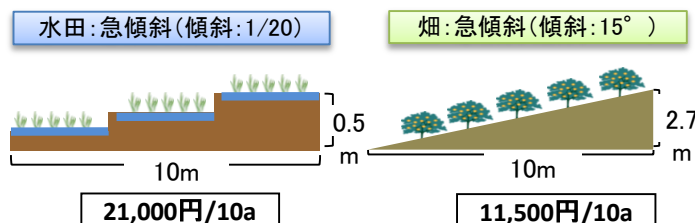
特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、
離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、
東日本大震災復興特別区域法

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20～)	21,000
	緩傾斜(1/100～)	8,000
畑	急傾斜(15度～)	11,500
	緩傾斜(8度～)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等)
- ② 体制整備のための前向きな取組(生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築)

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

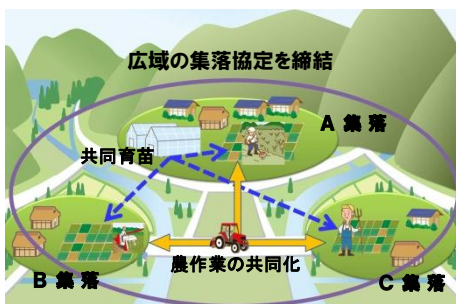
【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援

【単価】

地目にかかわらず
3,000円/10a



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】

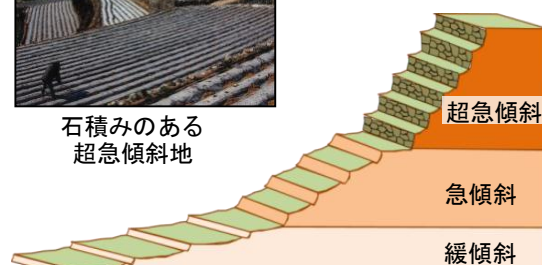
超急傾斜地(田: 1/10以上、畑: 20度以上)の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援

【単価】

田・畑
6,000円/10a



石積みのある
超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (525) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算決定額 2, 4 1 0 (2, 6 0 9) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2, 3 1 0 (2, 4 7 0) 百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組		地域特認取組の例	
対象取組	交付単価	対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a	IPM※1を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a※2
堆肥の施用	4,400円/10a	冬期湛水管理※3	8,000円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)		

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2：対象作物や交付単価は道県により異なる

※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 100 (139) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

52 離島漁業再生支援交付金

【1, 206 (1, 206) 百万円】

対策のポイント

- ・条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。
- ・また、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

<背景／課題>

- ・離島漁業は離島経済を支える基盤的産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃油・水の補給地などとして、我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題です。
- ・一方、離島は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下にあり、漁業就業者の減少・高齢化も進行しています。
- ・このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、最終的には無人離島に陥り、広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがあります。
- ・このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性を最大限活用しつつ、離島漁業を維持・再生させていくことが必要です。

政策目標

離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、離島漁業者の漁業所得を維持

<主な内容>

1. 離島漁業再生支援交付金 1, 156 (1, 156) 百万円

(1) 基本交付金

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（20世帯相当）当たり国費136万円）を交付します。

(2) 新規就業者特別対策交付金

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

2. 離島漁業再生支援推進交付金 50 (50) 百万円

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地方公共団体 ）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2392）]

離島漁業再生支援交付金【平成28年度予算概算決定額 1,206(1,206)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】 1,156(1,156)百万円

第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

- 共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。
- 新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組を支援する「新規就業者特別対策交付金」を実施。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

(基本交付金) (1集落(20世帯相当)当たり国費136万円)

- ① 漁業の再生に関する話合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、
産卵場・育成場の整備 等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組
新たな漁具・漁法の導入、
新規漁業への着業、
流通体制の改善、高付加価値化、
販路拡大 等

(新規就業者特別対策交付金)

(モデル: 1隻(4.9t・中古漁船相当)当たり国費125万円)

新規漁業就業者への漁船・漁具等
のリースの取組

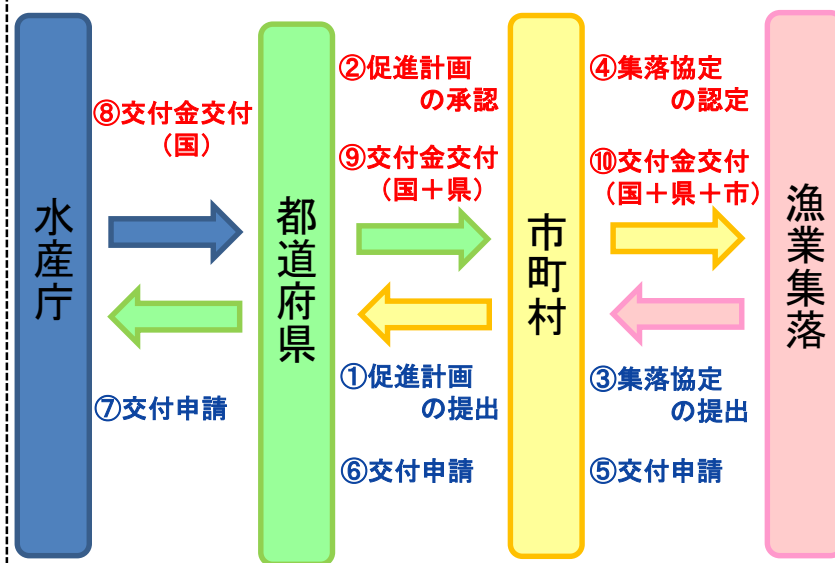


アワビの種苗放流



サワラ高付加価値化

【事業の仕組み】



【離島漁業再生支援推進交付金】 50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

53 農山漁村振興交付金 [新規]

【8, 000 (一) 百万円】

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・教育・福祉等の取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,300万人まで増加させることなどにより、農山漁村の自立発展を目指す。

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 1, 915 (一) 百万円
農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援します。
2. 山村活性化対策 750 (一) 百万円
特色のある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
3. 農山漁村活性化整備対策 5, 335 (一) 百万円
市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

※ 重点対策として、子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農観連携等を実施。

（ 補助率：定額、1／2以内等
事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

お問い合わせ先：

都市農村共生・対流に関すること	
農村振興局都市農村交流課	(03-3502-5946)
地域活性化に関すること	
農村振興局農村計画課	(03-6744-2203)
山村活性化に関すること	
農村振興局地域振興課	(03-6744-2498)
農山漁村活性化整備対策に関すること	
農村振興局地域整備課	(03-3501-0814)

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

農山漁村振興交付金

都市農村共生・対流及び地域活性化対策

○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動計画づくりや手づくり活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報受発信など、地域資源を活用する取組を支援

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流支援対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
 - 人材活用対策：上限3年
- 補助率：定額
 - 都市農村共生・対流支援対策：上限800万円及び地域活性化対策
 - 人材活用対策：上限250万円



活動計画づくり



子どもたちの農業体験



外国人の農村体験



高齢者生きがい農園

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



地域製品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、育苗施設等



味噌加工施設

生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等



定住希望者の一時滞在施設

地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等



農産物直売施設

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 補助率：1／2以内等

主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

（総務省、文部科学省と連携）

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進

「農」と福祉の連携プロジェクト

（厚生労働省と連携）

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進

農観連携プロジェクト

（観光庁と連携）

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進

空き家・廃校活用交流プロジェクト

（総務省、文部科学省、国土交通省、厚生労働省と連携）

空き家・廃校等を活用した定住希望者の受け皿や集落拠点施設等の整備を支援

※その他、地方創生や重点「道の駅」等の取組と連携

54 美しい農村再生支援事業

【96（300）百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法など、農村の総合的な価値を構成していますが、現代においてはその価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定した世界農業遺産（GIAHS）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

66（260）百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

（補助率：定額（1計画当たり上限600万円等）
事業実施主体：市町村等）

2. 残したい農村資源の保全・復元

30（40）百万円

体制づくりや取組の立上げ等の上記1の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

（補助率：1／2等（1計画当たり上限1,700万円）
事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 （03-3501-8359）]

55 都市農業機能発揮対策事業

【191（191）百万円】

対策のポイント

都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

<背景／課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・こうした中、平成27年4月に制定された都市農業振興基本法においても、都市農業の振興に必要な措置を講じるよう定められております。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めるとともに、東日本大震災を契機として、実践的な機能の強化が求められている防災協力農地（災害時に避難地等となる農地）の具体化と横展開を進めていく必要があります。

政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

<主な内容>

1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

4. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）]

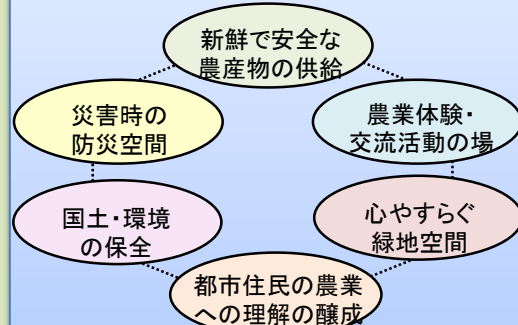
都市農業振興基本法 （平成27年4月制定）

〈目的〉

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資する

〈基本理念〉

・都市農業の多様な機能の発揮



- ・良好な市街地形成における農との共存
- ・国民の理解の下での施策の推進

〈基本的施策〉

- ・農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保
- ・防災等の機能の発揮
- ・的確な土地利用計画策定等のための施策
- ・税制上の措置
- ・地産地消の促進
- ・農作業体験の環境の整備（市民農園、福祉農園等）
- ・学校教育での活用
- ・国民の理解と関心の増進
- ・都市住民による知識・技術の習得の促進
- ・調査研究の推進

都市農業振興基本法の基本理念の具体化を推進

都市農業についての制度検討

国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

（委託費）

（委託先：地方公共団体等）



現地における実証調査と検討

都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

（補助率：定額）（事業実施主体：民間団体等）



住民を対象とした啓発事業

防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

（補助率：定額）（事業実施主体：市町村、J A、N P O法人等）



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

○福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。

（補助率：ハード・1／2以内＋ソフト・定額）

○福祉農園の全国への拡大・定着を推進。

（補助率：定額）

（事業実施主体：N P O法人、社会福祉法人、民間団体等）



介護福祉施設での農園整備

56 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策 【643（1,042）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。
- ・また、再生可能エネルギーの取組についての農山漁村特有の課題の解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進め、所得向上につなげる必要があります。

政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた施設設計等を年間約100地域で実施（平成28年度）

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 103（201）百万円
（1）事業化推進事業 71（169）百万円
発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組について、継続地区を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

- （2）事業化サポート事業 31（31）百万円
発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業〔新規〕 60（－）百万円
農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

<各省との連携>

- 環境省 ・地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりを支援

[平成28年度予算の概要]

3. 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 480(830)百万円
(1) 小水力発電等の調査設計等への支援 170(473)百万円
小水力発電施設等の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等〕

- (2) 土地改良区等技術力向上支援 180(220)百万円
小水力発電施設等の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組を支援します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体〕

- (3) 省エネ型集落排水施設実証への支援 130(138)百万円
農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネルギー機器等の活用による更新整備技術の実証の取組を支援します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：
1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ (03-6744-1508)
3の事業 農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)〕

57 地域バイオマス産業化推進事業

【700（751）百万円】

対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

<背景／課題>

- ・地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、関係事業者・自治体等の連携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要があります。
- ・7府省※が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を連携して支援する必要があります。

※ 7府省とは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策目標

- 約100地区でのバイオマス産業都市の構築（平成30年）
- 約5,000億円規模のバイオマス関連産業の創出（平成32年）

<主な内容>

1. 地域バイオマス産業化支援事業

25（26）百万円

（1）地域段階の取組

18（18）百万円

バイオマス産業都市の構築を目指す地域（市町村・企業連合等）による構想づくりを支援します。

（2）全国段階の取組

7（8）百万円

バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動（データベース構築、連絡協議会、シンポジウムの開催等）を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 地域バイオマス産業化整備事業

675（725）百万円

バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します。

（補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

- 7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業都市の構築を連携して支援

（経済産業省：バイオマスエネルギーの導入を促進
国土交通省：下水汚泥の有効利用の促進
環境省：地球温暖化対策及び循環型社会の構築を推進）

（お問い合わせ先：
食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479））

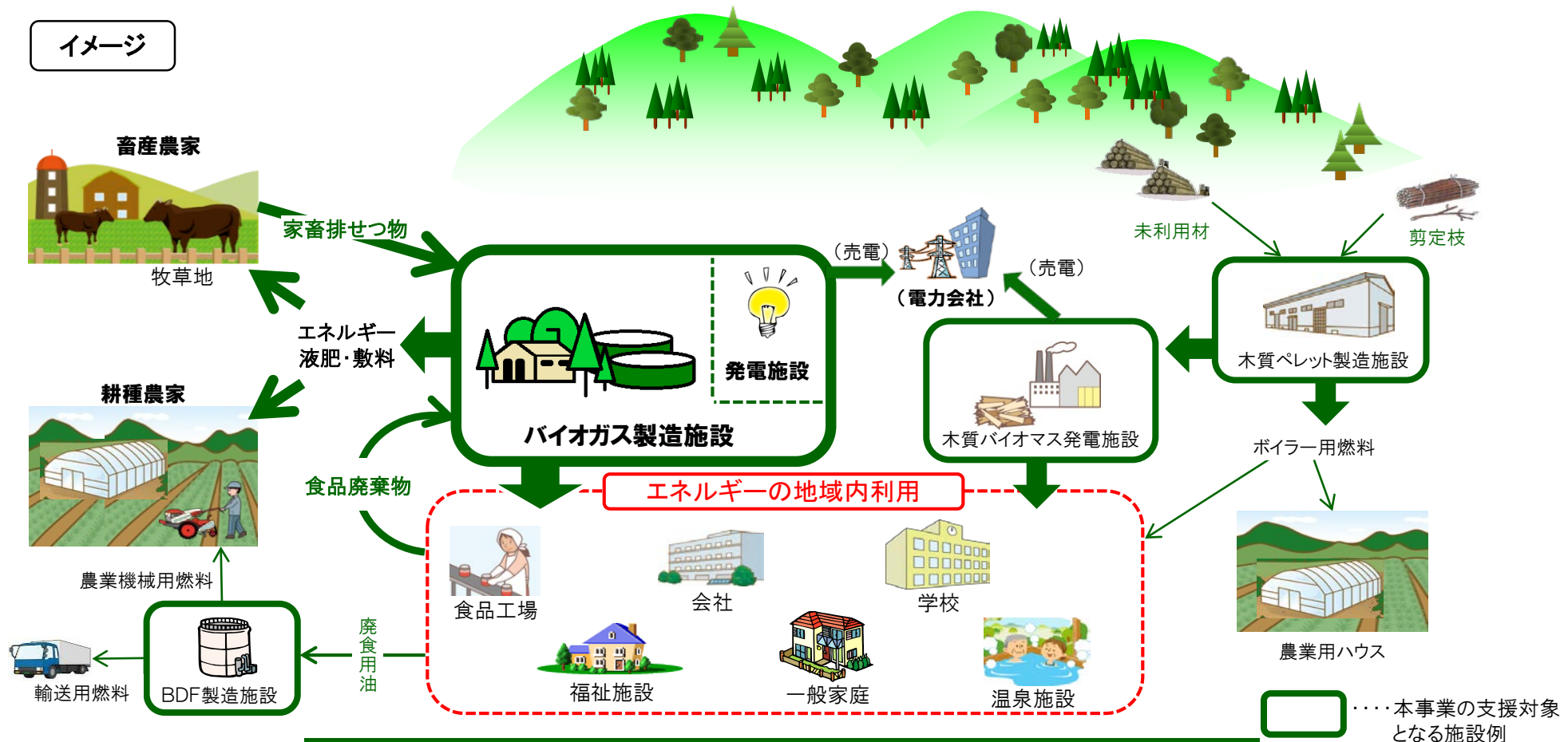
地域バイオマス産業化推進事業

～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～

平成28年度予算概算決定額
700(751)百万円

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。
- 本事業は、市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備等の取組を支援。

イメージ



バイオマスを活用した地域活性化

58 鳥獣被害防止対策の推進

【9, 659 (9, 650) 百万円】
(平成27年度補正予算 1, 300 百万円)

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体の適切な処理を推進する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 野生鳥獣を約50万頭捕獲※（平成28年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
(約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合）)

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成28年度の捕獲目標

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 500 (9, 500) 百万円 (平成27年度補正予算 1, 200 百万円)

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵※、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備

※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、

新たに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等）

2. シカによる森林被害緊急対策事業 159 (150) 百万円 (平成27年度補正予算 100 百万円)

シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除、実施結果の検証等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ります。

（補助率：定額
事業実施主体：国、都道府県等）

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲等の取組を支援
- 内閣府 ・新型交付金（地方創生推進交付金）により、地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

（お問い合わせ先：

- 1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
- 2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

）

鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成28年度予算概算決定額: 9,500(9,500)百万円】

【平成27年度補正予算: 1,200百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用取組等を支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

○ジビエの流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有等の取組(新規)

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成28年度予算概算決定額: 159(150)百万円】

【平成27年度補正予算: 100百万円】

シカ被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域的な捕獲や防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ります。

(1) 緊急捕獲等の実践

【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

(2) 捕獲強化のための行動把握

【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額